



神奈川県連合町内会自治会連絡協議会  
(5月定例会)



日時：令和8年5月18日（月）午後1時30分から

1 岐部会長あいさつ

2 鈴木区長あいさつ

3 警察・消防 定例報告

- (1) 刑法犯認知状況について (神奈川警察署生活安全課)
- (2) 交通事故発生状況について (神奈川警察署交通課)
- (3) 火災・救急等の状況について (神奈川消防署)

4 議題

- (1) 令和8年度感震ブレーカー等設置推進事業のご案内  
【周知依頼】(防災・危機管理統括本部地域防災課)
- (2) 令和8年度家具転倒防止対策助成事業のご案内  
【周知依頼】(防災・危機管理統括本部地域防災課)
- (3) 地域防災活動の支援に向けた研修のご案内  
【周知依頼】(防災・危機管理統括本部地域防災課)
- (4) 令和8年度神奈川区家庭防災員研修受講者の募集について  
【情報提供】(神奈川消防署総務・予防課)
- (5) 神奈川土木事務所管内の工事予定について  
【情報提供】(神奈川土木事務所)

自治会町内会長 各位

神奈川県連合町内会自治会連絡協議会の令和8年5月定例会を開催いたしましたので、参考までに資料をお送りします。

- (6) 「小児医療費助成の対象年齢拡大」について  
【情報提供】(保険年金課)
- (7) 横浜グリーンエクスポのPRへのご協力について  
【協力依頼】(区政推進課)
- (8) 「令和8年度神奈川区運営方針」の策定について  
【情報提供】(区政推進課)
- (9) デジタルプラットフォームを活用した意見募集の実施について  
【情報提供】(区政推進課)
- (10) YOKOHAMA イベントごみ資源化チャレンジ広報チラシの配布について  
【情報提供】(資源循環局神奈川事務所)
- (11) 「暗がり」エリアへの防犯灯の設置について  
【協力依頼】(地域振興課)
- (12) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について  
【情報提供】(地域振興課)
- (13) 消費生活情報 「よこはまくらしナビ」について  
【掲出依頼】(地域振興課)

※(1)・(2)・(3)・(6)・(7)・(10)・(11)・(12)は市連会からの議題です。

《 6 月定例スケジュール 》

(地域振興課)

・ 6 月区連定例会の開催について

◇日 時：令和 8 年 6 月 18 日 (木) 午後 1 時 30 分～

◇場 所：神奈川区役所 本館 5 階大会議室

・ 6 月の配送便 (白袋) について

6 月の配送便は 6 月 25 日 (木) までに送付予定です。



公式マスコットキャラクター トゥントントン

**GREEN × EXPO 2027**  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

©Expo 2027



## 1 令和8年度感震ブレーカー等設置推進事業のご案内

大地震時の電気火災対策として、揺れを感知すると自動的に電気の流れを止める「感震ブレーカー」の購入・設置費用を全額または一部補助する事業を6月1日より開始します。また、高齢者・障害者等のみで構成される世帯に対し、取付支援を実施します。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会様あてに関係資料を1部お送りいたします。

### 【問合せ先】

防災・危機管理統括本部 地域防災課 担当：海野・中村

電話：671-3456 FAX：641-1677

## 2 令和8年度家具転倒防止対策助成事業のご案内

家具転倒防止対策事業として、地震時の家具の転倒から身を守るために家具転倒防止器具の購入・設置費用を全額または一部補助する事業を6月1日から実施します。

令和7年度家具転倒防止対策事業は、高齢者・障害者等のみで構成される世帯に対して取付員を派遣する事業として実施していましたが、今年度より、感震ブレーカーと同じスキームで、全世帯に対し器具の購入費の補助事業として実施します。併せて、高齢者・障害者等のみで構成される世帯に対し、取付支援を実施します。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会様あてに関係資料を1部お送りいたします。

### 【問合せ先】

防災・危機管理統括本部 地域防災課 担当：海野・山羽

電話：671-3456 FAX：641-1677

### 3 地域防災活動の支援に向けた研修のご案内

周知依頼

地域における防災活動の支援として、2つの研修をご案内します。

①横浜市の防災対策や地域防災活動の事例をWEB研修で学ぶ「よこはま防災研修<基礎編>」のご案内。WEB研修のため申し込み不要で、随時受講可能となります。

②地震火災や風水害の備え等、地域特性に応じた防災活動について、自治会・町内会等へアドバイザーを派遣して支援する「よこはま防災研修<支援編>」のご案内。申し込み期間は横浜市電子申請システムにて令和8年6月1日から12月25日までの間となります。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会様あてに関係資料を1部お送りいたします。

#### 【問合せ先】

防災・危機管理統括本部 地域防災課

担当：海野・山羽

電話：671-3456

FAX：641-1677

### 4 令和8年度神奈川区家庭防災員研修受講者の募集について

情報提供

家庭防災員研修の御案内をさせていただきますので、自治会町内会での周知をお願いいたします。

○研修実施期間・実施回数

令和8年8月20日(木)から10月17日(土)までに8回実施

○研修概要

救命処置、防火地震風水害体験等の実技を含む集合研修

○募集期間

参加予定日の2週間前まで

#### 【自治会・町内会からの推薦】

昨年度までは、同封の返信用封筒による郵送でのご提出をお願いしておりましたが、本年度より提出方法を見直し、FAXまたは電子メールでの受付とさせていただきました。

御推薦いただける場合は、別添2「家庭防災員研修受講者推薦書」を

FAXまたは電子メールにて消防署へお送りくださいますようお願い申し上げます。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会様あてに関係資料を1部お送りいたします。

#### 【問合せ先】

神奈川消防署

総務・予防課

担当：黒田・山口

電話 316-0119

FAX 316-0119

## 5 神奈川県土木事務所管内の工事予定について

情報提供

今年度の神奈川県土木事務所による区内の主な工事予定をお知らせします。

工事請負事業者や工事時期が決定しましたら、関係する自治会町内会長様に土木事務所よりご連絡いたします。工事期間中は地域の皆様にご迷惑をお掛けいたしますが、何卒、ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

### 【概要】

- ・道路修繕工事 : 6 工事 (9 か所)
- ・施設整備工事 : 3 工事 (3 か所)
- ・橋梁・歩道橋修繕工事 : 5 工事 (5 か所)
- ・下水道関係工事 : 13 工事 (21 か所)
- ・河川工事 : 1 工事 (1 か所)
- ・公園再整備工事 : 1 工事 (1 か所)
- ・公園施設改良工事 : 1 工事 (9 か所)

### 【問合せ先】

神奈川県土木事務所 担当：高村・岩峪・志村 電話：491-3363 FAX：491-7205

## 6 「小児医療費助成の対象年齢拡大」について

情報提供

令和8年6月から小児医療費助成の対象年齢を18歳年度末まで拡大しますので、情報提供させていただきます。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会長様あてに関係資料を1部お送りいたします。

### 【問合せ先】

健康福祉局医療援助課 担当：服部・曾我・故長井・川田  
電話：671-4115 FAX：664-0403

## 7 横浜グリーンエクスポのPRへのご協力について

協力依頼

横浜グリーンエクスポのPRを推進するため、各区の連合町内会長の皆様に横浜市オリジナル トウंकトウंकピンバッジを貸与いたしますので、ご着用のご協力を  
お願いいたします。

### 【問合せ先】

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課 担当：山本  
TEL:671-4627 FAX:212-1223

## 8 「令和8年度神奈川区運営方針」の策定について

情報提供

神奈川区の令和8年度の目標や組織運営の方向性等を明確化し、組織一丸となって目標達成に向けて取り組むことを目的に「令和8年度神奈川区運営方針」を策定しました。

各地区へは、各地区担当課長から定例会等の場で説明させていただきますので、御協力  
よろしくお願いいたします。

※資料提供は連長までです。

### 【問合せ先】

区政推進課企画調整係 担当：藤澤・永田 電話：411-7027 FAX：314-8890

## 9 デジタルプラットフォームを活用した意見募集の実施について

情報提供

今後の市政・区政に生かすため、インターネットを活用した区民意見募集を実施します。

お住まいの神奈川区について、ご意見・アイデアを、オンライン上のデジタルプラットフォーム「Surfvote」で受け付けします。

サブテーマとして、【2027年に迎える神奈川区制100周年を契機に、「神奈川区がこんなまちになったらいいな】といった意見の募集を行います。ぜひ地域のみなさまにもご共有をお願いいたします。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会様あてに関係資料を1部お送りいたします。

実施期間：令和8年6月1日（月）（午前10時から）～6月30日（火）

### 【問合せ先】

区政推進課 担当：大塚、津島 電話：411-7021 FAX：314-8890

## 10 YOKOHAMA イベントごみ資源化チャレンジ広報チラシの配布について

情報提供

横浜市では、自治会・町内会が主催するイベントで発生するごみについて、できる限り資源として回収し、ごみの削減・リサイクルを進めることを目的とした取組を推進しています。

資源循環局事業系廃棄物対策課では、ごみ削減と資源化をより一層推進するため「イベントごみ資源化チャレンジ」チラシを作成し、周知を進めてまいります。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会様あてに関係資料を1部お送りいたします。

### 【問合せ先】

資源循環局事業系廃棄物対策課 担当：貫洞 電話：671-4090 FAX：663-0125

## 11 「暗がり」エリアへの防犯灯の設置について

協力依頼

市民局では、市が設置している防犯灯の位置情報をもとに、住宅地において「暗がり」の可能性のある場所（周囲 25m以内に市の防犯灯がない場所）をマップでお示しし、防犯灯の設置場所の候補情報としてご活用いただくこととしました。

つきましては、5月の配送便にて対象となる自治会町内会様あてに関係資料を1部お送りいたします。定例会等で情報提供の上、申請をご検討ください。

※対象：21自治会町内会（資料参照）

### 【問合せ先】

市民局地域防犯支援課 担当：石橋、小川 TEL:671-3709 FAX：664-0734

## 12 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について

情報提供

4月1日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の案内チラシが完成しましたので、配付します。引き続き、補助金の活用について御検討ください。

つきましては、5月の配送便にて各自治会町内会様あてに関係資料を1部お送りいたします。

### 【問合せ先】

市民局地域活動推進課 担当：大内（康）、戸田 TEL:671-2317 FAX：664-0734

## 13 消費生活情報 「よこはまぐらしナビ」について

掲出依頼

横浜市消費生活総合センターにおいて毎月作成している、最近の消費者被害等の事例をわかりやすくお伝えするチラシ「よこはまぐらしナビ」6・7月号を5月の配送便にてお送りいたしますので、可能な範囲で掲示板への掲出をお願いいたします。

### 【問合せ先】

経済局 消費経済課 TEL：671-2584 FAX：664-9533

## 令和 8 年度感震ブレーカー等設置推進事業のご案内【周知依頼】

### 1 事業の趣旨

大地震時の通電火災対策として、揺れを感知すると自動的に通電を遮断する「感震ブレーカー」の補助制度を、6月1日より受付を開始します。

地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では器具代が全額補助、それ以外の地域に対しては1/2、上限2,000円補助します。また、高齢者・障害者等のみで構成される世帯へ、取付支援を実施します。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

### 3 補助制度の概要

【申請期間】令和8年6月1日～令和9年1月31日（消印有効）

【補助対象】各世帯

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

【取付代行要件】高齢者・障害者等のみで構成される世帯

【申込方法】郵送、FAX、E-mail、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※別紙チラシは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等で配架します。

### 4 相談会の開催

下記日程にて、感震ブレーカー機種選定などに関する相談会を開催します。

事前申込不要・参加費無料ですので、お気軽にご参加下さい。

日程	相談受付時間	会場
7月31日（金）	9：30～12：00	神奈川区役所本館2階 中会議室

## 5 出張説明会の実施

自治会・町内会・マンション管理組合へ講師を派遣（無料）し、感震ブレイカーの説明会を実施します。自治会等での防災力向上にご活用下さい。

【要件】10人以上のグループでお申し込み下さい。

説明会場のご用意をお願いします。

会場費用は自治会等でご負担をお願いします。

【実施期間】令和8年7月から令和8年12月（日程は各自治会等と調整）

【申込期間】令和8年6月1日～令和8年11月30日

【申込上限】20団体まで 上限に達し次第、締め切ります。

【申込方法】以下の、URL や二次元コードからお申込みいただけます。

URL:<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/f88e8ef9-9f75-4e50-aebd-30592a4db0be/start>

<二次元コード>



## 6 お問い合わせ先・申込先

地震火災対策コールセンター（6月1日から受付開始）

TEL：0120-480-002 FAX：03-6627-9989

メール：yokohama\_jishintaisaku@ivisit.co.jp

受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで

防災・危機管理統括本部地域防災課

担当 海野、中村

電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677

メール bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp

↓ 折り線①

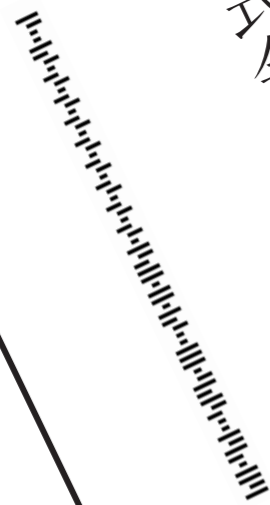
1708790

134

東京都豊島区東池袋4-5-2

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業  
受託事業者

株式会社アストガイシット 行



必ず折り線に沿って  
折り込みをして下さい。

← 折り線③

↑ 折り線②

申請者	〒	様
	住所	
	氏名	

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

→ 折り線④

# 感震ブレーカーの設置で地震による火災を防ぎましょう

感震ブレーカーを設置

破損したコードからの漏電

ストーブと可燃物の接触

停電から復旧時の火災

大きな揺れを感じて  
**自動OFF**  
火災防止

## 横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは**補助**があります！  
重点対策地域は**全額補助**！それ以外の地域は**一部補助**します！

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step 1

自宅の「分電盤」を確認  
3ページでご確認！

Step 2

感震ブレーカー  
を選ぶ

Step 3

電子申請で申し込み 5分で完了！  
(郵送・FAX・E-mailでのお申し込みも可能です)



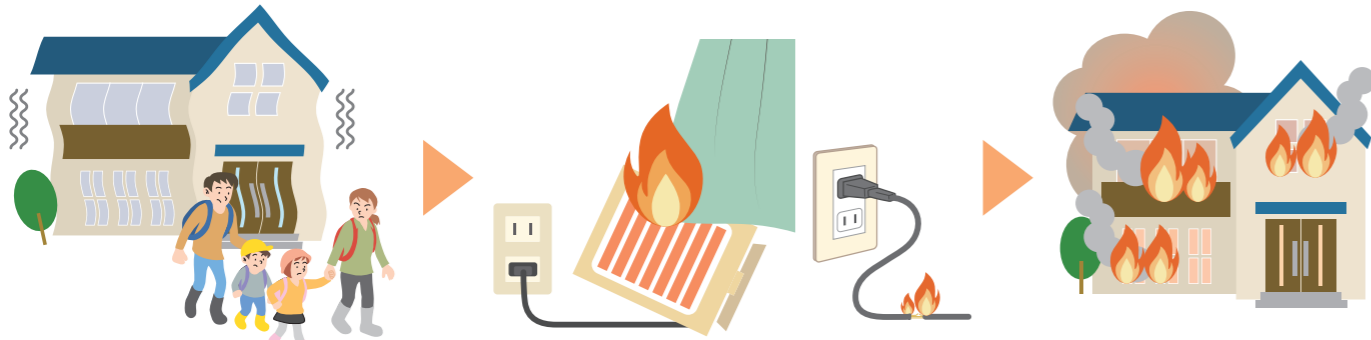
申請期間 令和8年6月1日～令和9年1月31日(消印有効)

※予算に達し次第、早期に終了となります。申請はお早めに！

# なぜ感震ブレーカーが必要？

## 通電火災とは

- 停電から電気が復旧することによって発生する火災
- 電気ストーブ、アイロン等の電源が入ったまま再通電したことにより、接していた可燃物から出火
- 電気配線が損傷した状態で通電し、火花が発生し出火



地震発生 停電・避難

電気の復旧 出火

火災発生

Point 地震火災の6割以上は「電気」が原因※です。



※出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書より。

Point 感震ブレーカーの動画をチェックしましょう



感震ブレーカーの必要性を、動画で学ぶことができます。(出典：総務省消防庁)



[https://www.youtube.com/watch?v=7tYi\\_BhxH6s](https://www.youtube.com/watch?v=7tYi_BhxH6s)

そこで

## 地震火災の発生を抑えるために、「感震ブレーカー」を設置し、大切な命と住まいを守りましょう。

「感震ブレーカー」は地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。

※一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断器とは異なります。

横浜市の制度を Check!

Check!

## 横浜市の制度

ご自宅に感震ブレーカーがついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

### 全額補助

## 重点対策地域の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を全額補助します

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4ページの器具）
- 申請要件 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 横浜市が器具代金をすべて負担します。

### 一部補助

## 重点対策地域以外の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を一部補助します

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4ページの器具）
- 申請要件 横浜市内にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 3～4ページにてご確認ください。  
※横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。

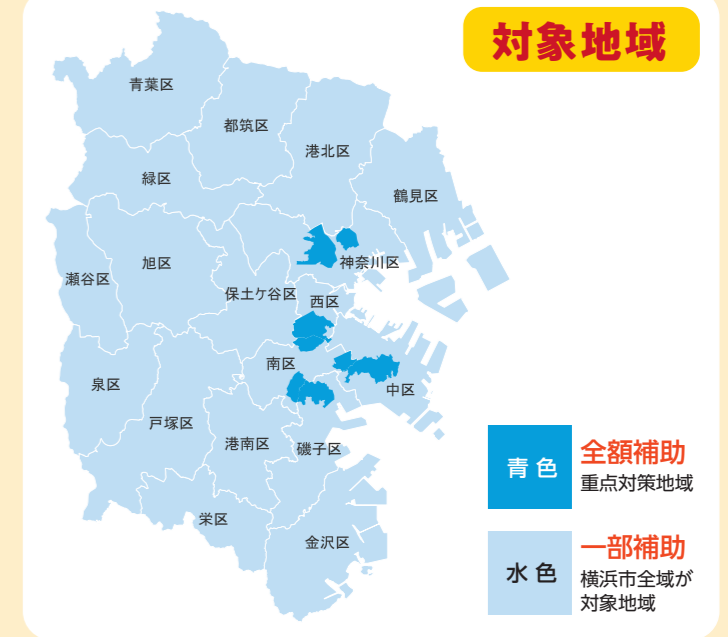
### 取付代行

下記の要件を満たす世帯の方のみです。

- 申請要件 同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること
- ア. 65歳以上
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ. 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ. 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

取付代行件数 2,000件（先着順）



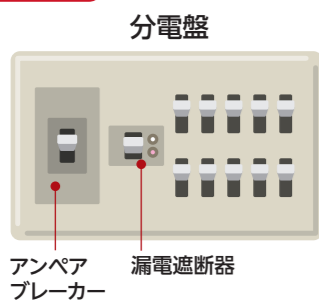
### 重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

### 重点対策地域一覧

●神奈川区	●西区	千代崎町1丁目	大岡3丁目
旭ヶ丘	赤門町2丁目	千代崎町2丁目	庚台
浦島丘	伊勢町1丁目	千代崎町3丁目	唐沢
神大寺1丁目	伊勢町2丁目	千代崎町4丁目	山谷
神大寺4丁目	伊勢町3丁目	寺久保	清水ヶ丘
栗田谷	老松町	西竹之丸	中村町1丁目
斎藤分町	霞ヶ丘	西之谷町	中村町2丁目
白幡上町	久保町	初音町1丁目	中村町3丁目
白幡仲町	境之谷	初音町2丁目	西中町4丁目
白幡西町	中央1丁目	初音町3丁目	八幡町
白幡東町	中央2丁目	英町	伏見町
白幡南町	西戸部町1丁目	本郷町1丁目	平楽
白幡向町	西戸部町2丁目	本郷町2丁目	南太田1丁目
中丸	西戸部町3丁目	本郷町3丁目	三春台
西大口	西前町2丁目	本牧荒井	若宮町1丁目
西神奈川3丁目	西前町3丁目	本牧町1丁目	若宮町2丁目
二本榎	浜松町	本牧町2丁目	若宮町3丁目
白楽	東久保町	本牧満坂	若宮町4丁目
平川町	藤棚町1丁目	本牧緑ヶ丘	●磯子区
広台太田町	藤棚町2丁目	養沢	磯子8丁目
松本町1丁目	元久保町	麦田町2丁目	岡村1丁目
松本町2丁目	●中区	麦田町3丁目	岡村2丁目
松本町3丁目	赤門町1丁目	麦田町4丁目	岡村3丁目
松本町4丁目	上野町1丁目	矢口台	岡村4丁目
三ツ沢上町	上野町2丁目	山手町	岡村5丁目
三ツ沢下町	上野町3丁目	大和町1丁目	岡村6丁目
三ツ沢中町	大芝台	大和町2丁目	滝頭1丁目
六角橋2丁目	大平町	山元町1丁目	滝頭2丁目
六角橋3丁目	柏葉	山元町2丁目	滝頭3丁目
六角橋4丁目	北方町1丁目	山元町3丁目	中浜町
六角橋5丁目	北方町2丁目	山元町4丁目	久木町
六角橋6丁目	鷺山	●南区	広地町
	竹之丸	大岡1丁目	丸山2丁目
	立野	大岡2丁目	

# Step 1 自宅の「分電盤」を確認する



- 感震ブレーカーがすでに設置されていないか？
- 分電盤にブレーカースイッチが見えなくなる蓋が付いているか？
- 漏電遮断器が付いているか？
- ブレーカースイッチの周辺にスペースがあるかどうか？



選ぶのにお困りの際は、  
お気軽にお問い合わせください。

地震火災対策コールセンター **0120-480-002**  
(受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分)

メール **yokohama\_jishintaisaku@ivisit.co.jp**

FAX **03-6627-9989**

分電盤の写真をメールでお送りいただければ、  
より詳しくご案内が可能です。

# Step 2 感震ブレーカーを選ぶ

タイプ	ブレーカーを切ることで、家全体の 通電を遮断するタイプ				感震ブレーカーに接続した機器のみの通電を遮断するタイプ	
製品	ヤモリ	ヤモリ・デ・セット	スイッチ断ボール皿	zen断+(プラス)	coco断	
写真						
正面からの寸法(mm)	縦 145× 横 66× 奥行 55	感震部：幅 90× 縦 150× 奥行 55 バンド側：幅 55× 長さ 150× 奥行 16 ワイヤー長：480	縦 58× 横 34× 奥行 28	縦 60× 横 50× 奥行 33	縦 97.7× 横 55.2× 奥行 32.7	
メーカー名(問合せ先)	(株)リンテック 21 TEL：03-5798-7801		(株)エヌ・アイ・ピー TEL：03-3823-6220	日本防災スキーム株式会社 TEL：047-334-0181	日本防災スキーム株式会社 TEL：047-334-0181	
重点対策地域	無償		無償	無償	無償	
重点対策地域以外	申請者負担額 <b>1,800円</b> (送料・税込)		申請者負担額 <b>4,400円</b> (送料・税込)	申請者負担額 <b>2,000円</b> (送料・税込)	申請者負担額 <b>3,500円</b> (送料・税込)	申請者負担額 <b>5,800円</b> (送料・税込)
取付け方	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。 器具在中の両面テープで、分電盤に貼り付ける。	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。本体を器具在中の両面テープで、分電盤の外に貼り付ける。	水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を支える台座を分電盤に貼り付ける。おもり玉が付いたひもにキャップを結び、スイッチにかぶせる。	製品裏面の両面テープの剥離紙をはがし、製品をコンセントに差し込み、アース線を接続する。または3端子コンセントに差し込む。本体の LED ランプ(青)の点灯により正常作動の確認ができる。	製品裏面の両面テープの剥離紙をはがし、壁のコンセントに差し込む。本体の LED ランプ(青)の点灯により正常作動の確認ができる。	
遮断までの時間	揺れを感知した直後		揺れを感知した直後	揺れを感知した直後	揺れを感知した直後～3分後(30秒毎に設定)	
注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感震部が傾かないように設置</li> <li>・ 付属バンドで位置を調整</li> <li>・ ふた付きの分電盤の場合ヤモリ・デ・セットをご使用ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感震部が傾かないように設置</li> <li>・ 付属バンドで位置を調整</li> <li>・ ふた付きの分電盤に対応(コード部分の隙間が必要である)</li> <li>・ 壁が漆喰壁、砂壁、木製、壁の状態が悪く押すとへこむ場合は取付不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分電盤の下におもり玉が落ちるための空スペースがあること</li> <li>・ 本体を地面と垂直に設置</li> <li>・ ふた付きの分電盤に対応(ひも部分の隙間は空けておく必要がある)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定格感度電流30mA以下である漏電ブレーカーが設けられている分電盤のみに作動する</li> <li>・ アース線との接続又は3端子コンセントに差し込みが必要</li> <li>・ アース線(線・ピン)は着脱式であり、取付時に選択が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 延長コードや卓上電源タップには取付不可</li> <li>・ 本製品に接続された電気機器のみの通電を遮断するため、家全体の通電の遮断はできない。</li> </ul> 接続機器の例： 電気ストーブ、ペットヒーター、こたつ等	

制度詳細については、横浜市 HP もご覧ください「横浜市感震ブレーカー HP」  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



# Step 3 申し込み

## 申し込みからお届けまでの流れ

### 申込方法

#### 郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの利用申請書に必要項目を記入し、株式会社アイヴィジット(頁下部参照)まで送付します。



#### 電子申請の場合

二次元コードから電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



申込

● 申し込みに不備のある場合は、コールセンター(0120-480-002)より確認のご連絡をします。



#### 通常の場合

宅配にて商品到着  
(自己負担額は代引き)



#### 取付けご希望の場合 (要件を満たす世帯のみ)

取付けの日程調整  
コールセンターの番号から  
お電話をさせていただきます。



#### 取付け訪問

(自己負担額は代引き)  
※取付け時間は約30分を予定



- ・申し込みからお届け(取付け)までに通常1~2か月程度かかります。(器具の在庫状況によっては遅れる可能性があります)
- ・器具の送付、または設置後の不具合は各メーカーにお問い合わせください。

### 注意事項

- 配送後、感震ブレーカーの返品や返金はできません。また、配送された感震ブレーカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、感震ブレーカーに関する補助や助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 取付け後の感震ブレーカーの維持、管理は自己責任でお願いします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

地震火災対策コールセンター **0120-480-002** (受付時間 平日午前8時30分~午後5時15分)

株式会社アイヴィジット 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 4-5-2 ライズアリーナビル 6F

E-mail yokohama\_jshintaisaku@ivisit.co.jp FAX 03-6627-9989

※機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。

横浜市防災・危機管理統括本部地域防災課 令和8年5月

第1号様式(要綱第4条関係)

管理番号

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

## 利用申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者 (世帯主)	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は <input checked="" type="checkbox"/> ⇒ <input type="checkbox"/> チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒	横浜市	区
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号	メールアドレス
		※お持ちの方のみ	
希望する感震ブレーカー(いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください) ※重点対策地域の方は無償			
<input type="checkbox"/> ヤモリ・・・1,800円		<input type="checkbox"/> zen断+(プラス)・・・3,500円	
<input type="checkbox"/> ヤモリ・デ・セット・・・4,400円		<input type="checkbox"/> coco断・・・5,800円	
<input type="checkbox"/> スイッチ断ボールⅢ・・・2,000円			
取付け代行の希望(coco断は配送のみです。)			
<input type="checkbox"/> 希望しない(配送) <input type="checkbox"/> 希望する(要件あり。希望する場合は以下に✓を入れてください)			
私の世帯は、同居者全員が、次のいずれかで構成されています。			
<input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の交付を受けている			
<input type="checkbox"/> 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている			
<input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下			
取付け希望日 (取付け代行を希望の方)	投函日・送付日より30日後以降 月 日 (令和8年12月29日~令和9年1月3日を除く)		
同意事項(同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。</li> <li>・ 横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。</li> <li>・ 感震ブレーカーの取付け時に、照明器具の消灯・電子機器や家具類が一時的に停電することに同意します。</li> <li>・ 分電盤の経年劣化が原因の故障や不具合については、修理・対応が行われないことに同意します。</li> <li>・ 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません(停電に備えたバッテリーを備えています)。</li> <li>・ 原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています(賃貸にお住まいの方のみ)。</li> <li>・ 当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。</li> </ul>			

## 令和 8 年度家具転倒防止対策助成事業のご案内【周知依頼】

### 1 事業の趣旨

大地震時の地震火災対策として、家具転倒防止器具の補助制度を 6 月 1 日より受付を開始します。

令和 8 年度から補助対象世帯を、高齢者・障害者等のみで構成される世帯への補助に加え、全世帯に拡大します。

地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では器具代が全額補助、それ以外の地域に対しては 1/2 補助します。また、高齢者・障害者等のみで構成される世帯へ、取付支援を実施します。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

### 3 補助制度の概要

【申請期間】令和 8 年 6 月 1 日～令和 9 年 1 月 31 日（消印有効）

【補助対象】各世帯

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

【取付代行要件】高齢者・障害者等のみで構成される世帯

【申込方法】郵送、FAX、E-mail、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※別紙チラシは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等で配架します。

### 4 お問い合わせ先・申込先

地震火災対策コールセンター（6 月 1 日から受付開始）

TEL：0120-480-002 FAX：03-6627-9989

メール：yokohama\_jishintaisaku@ivisit.co.jp

受付時間：平日午前 8 時 30 から午後 5 時 15 分まで

防災・危機管理統括本部地域防災課  
担当 海野、山羽  
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677  
メール bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp

# 家具転倒防止器具を設置して 地震から身を守りましょう

- 1 対象が全世帯に拡充!
- 2 取付を支援します!  
※要件あり



## 横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは補助があります!  
重点対策地域は全額補助! それ以外の地域は一部補助します!  
神奈川県、西区、中区、南区、磯子区の一部

- Step 1 器具を取り付けたい家具を検討しよう
- Step 2 家具転倒防止器具を選ぶ
- Step 3 電子申請で申し込み 5分で完了!  
(郵送・FAX・E-mail でのお申し込みも可能です)



最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

↓ 折り線 ①

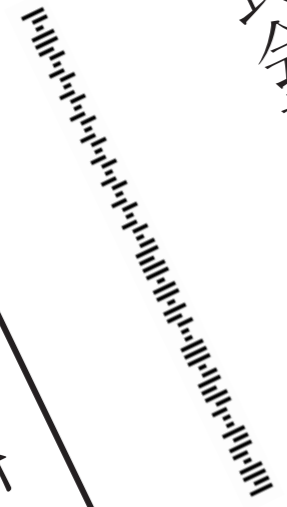
1708790

134

東京都豊島区東池袋4-5-2  
株式会社アトヴィンシット行

横浜市家具転倒防止対策助成事業  
受託事業者

料金受取人払郵便  
豊島局 承  
6997  
差出有効期間  
2027年1月  
31日まで  
(切手不要)



→ 折り線 ④

〒	住所	様
申請者	氏名	

↑ 折り線 ②

← 折り線 ③

必ず折り線に沿って  
折り込みをして下さい。

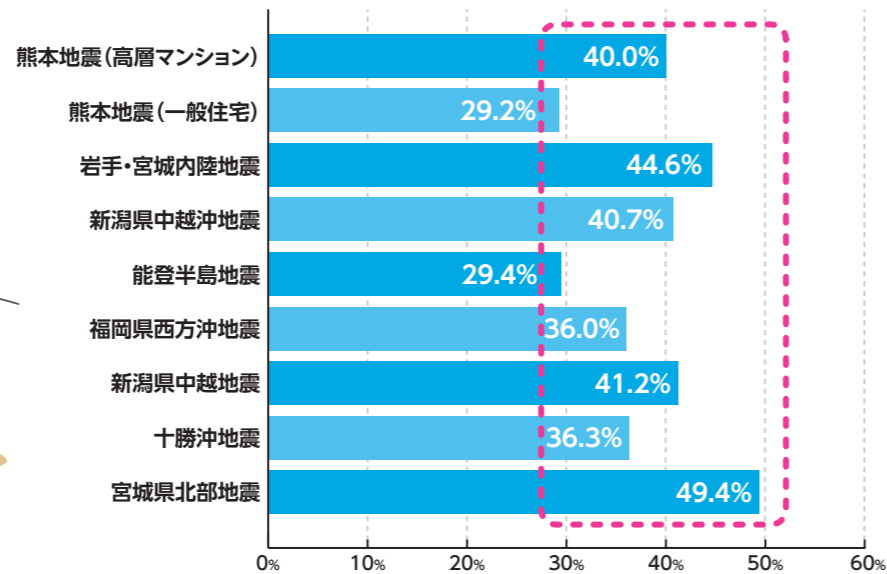
# なぜ家具転倒防止器具が必要？

## Point 1 けがの原因に

近年発生した地震でけがをした原因の30～50%は家具転倒によるものです。



家具類の転倒・落下・移動による被害



近年発生した地震における家具類の転倒・落下・移動が原因のけが人の割合

出典：東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」より

## Point 2 火災の原因に

転倒・落下した家具などが電気ストーブなどの熱源に接触し、着火するなど火災の原因となることがあります。



## Point 3 避難が遅れる原因に

出入口付近に転倒、移動しやすい家具類を置くと、避難経路を塞ぎ、避難の妨げになることがあります。



**家具転倒防止対策に関する動画もチェックしましょう！**

(提供：防災科学技術研究所 E-ディフェンス)



## 横浜市の制度

ご自宅に家具転倒防止器具がついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

### 全額補助

**重点対策地域の世帯の方は家具転倒防止器具の器具代を全額補助します**

- 対象商品** 家具転倒防止器具（3～4ページの器具）
- 申請要件** 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額** 横浜市が器具代金をすべて負担します。
- 補助個数** 器具1組

### 一部補助

**重点対策地域以外の世帯の方は家具転倒防止器具の器具代を一部補助します**

- 対象商品** 家具転倒防止器具（3～4ページの器具）
- 申請要件** 横浜市内にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額** 3～4ページにてご確認ください。  
※横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。
- 補助個数** 器具1組

### 取付代行

下記の要件を満たす世帯の方のみです。

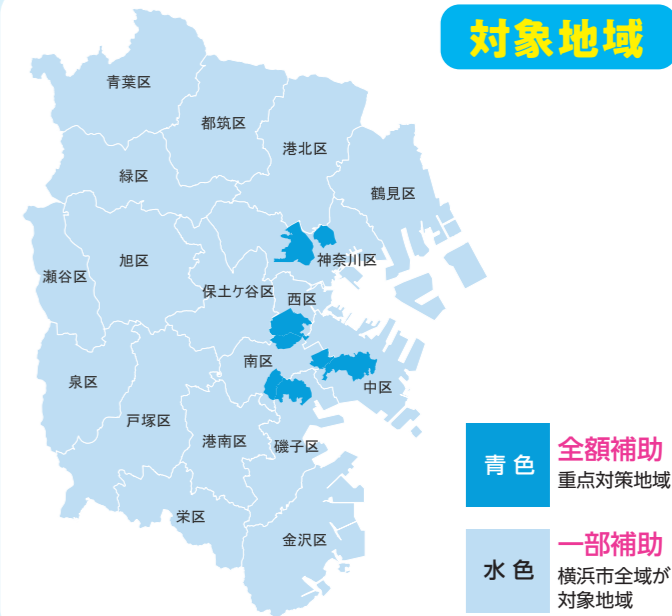
**申請要件** 同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること

- ア. 65歳以上
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ. 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ. 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

**取付代行件数** 300件（先着順）

## 対象地域



### 重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を「重点対策地域」として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

## 重点対策地域一覧

● 神奈川区	● 西区	千代崎町1丁目	大岡3丁目
旭ヶ丘	赤門町2丁目	千代崎町2丁目	庚台
浦島丘	伊勢町1丁目	千代崎町3丁目	唐沢
神大寺1丁目	伊勢町2丁目	千代崎町4丁目	山谷
神大寺4丁目	伊勢町3丁目	寺久保	清水ヶ丘
栗田谷	老松町	西竹之丸	中村町1丁目
斎藤分町	霞ヶ丘	西之谷町	中村町2丁目
白幡上町	久保町	初音町1丁目	中村町3丁目
白幡仲町	境之谷	初音町2丁目	西中町4丁目
白幡西町	中央1丁目	初音町3丁目	八幡町
白幡東町	中央2丁目	英町	伏見町
白幡南町	西戸部町1丁目	本郷町1丁目	平楽
白幡向町	西戸部町2丁目	本郷町2丁目	南太田1丁目
中丸	西戸部町3丁目	本郷町3丁目	三春台
西大口	西前町2丁目	本牧荒井	若宮町1丁目
西神奈川13丁目	西前町3丁目	本牧町1丁目	若宮町2丁目
二本榎	浜松町	本牧町2丁目	若宮町3丁目
白楽	東久保町	本牧満坂	若宮町4丁目
平川町	藤棚町1丁目	本牧緑ヶ丘	● 磯子区
広台太田町	藤棚町2丁目	箕沢	磯子8丁目
松本町1丁目	元久保町	麦田町2丁目	岡村1丁目
松本町2丁目	● 中区	麦田町3丁目	岡村2丁目
松本町3丁目	赤門町1丁目	麦田町4丁目	岡村3丁目
松本町4丁目	上野町1丁目	矢口台	岡村4丁目
三ツ沢上町	上野町2丁目	山手町	岡村5丁目
三ツ沢下町	上野町3丁目	大和町1丁目	岡村6丁目
三ツ沢中町	大芝台	大和町2丁目	滝頭1丁目
六角橋2丁目	大平町	山元町1丁目	滝頭2丁目
六角橋3丁目	柏葉	山元町2丁目	滝頭3丁目
六角橋4丁目	北方町1丁目	山元町3丁目	中浜町
六角橋5丁目	北方町2丁目	山元町4丁目	久木町
六角橋6丁目	● 南区	● 南区	広地町
	鷺山	大岡1丁目	丸山2丁目
	竹之丸	大岡2丁目	
	立野		

# Step 1 器具を取り付けたい家具を検討しよう

寝室にある家具や避難経路を塞ぐおそれのある家具などを検討しましょう。  
申請できる器具は1組までです。

# Step 2 家具転倒防止器具を選ぶ



家具から天井までの高さ

突っ張り棒 小	30 ~ 45cm
突っ張り棒 中	45 ~ 65cm
突っ張り棒 大	60 ~ 100cm

## 突っ張り棒

家具転倒防止突っ張り棒  
もしもの備えに安心の防災用品 (2本1組)

重点対策地域の申請者負担額  
**無償**

重点対策地域以外の申請者負担額  
小: 1,500円 (送料・税込)  
中: 1,600円 (送料・税込)  
大: 1,700円 (送料・税込)

ポイント 家具と天井の隙間に取り付けするタイプの器具です。ネジや釘が不要で賃貸住宅でも取付可能です。



寸法/幅 44mm×長さ 90cm×厚み 10mm

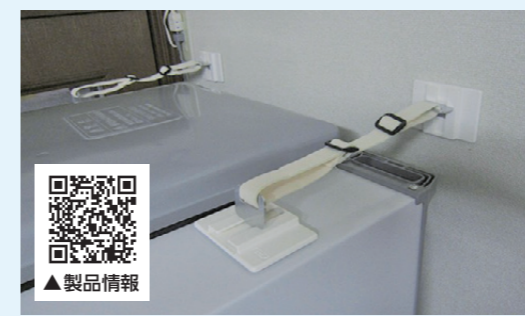
## 転倒防止板

ふんばる君 90 (1本1組) (ニトムズ)

重点対策地域の申請者負担額  
**無償**

重点対策地域以外の申請者負担額  
1,200円 (送料・税込)

ポイント 家具の前下部に敷くだけで地震に力を発揮する耐震性能に優れた形状の転倒防止板です。家具の幅に合わせてハサミで切ることができます。



寸法/ベース: 縦 65mm×横 90mm、ベルト 24~40cm  
目安安全重量/150kg 以下

## ベルト式

スーパータックフィット マルチタイプ  
(2本1組) (北川工業)

重点対策地域の申請者負担額  
**無償**

重点対策地域以外の申請者負担額  
1,500円 (送料・税込)

ポイント 粘着ゲルと特殊ベルトで転倒を防止します。壁と本体をベルトで支えるタイプで「冷蔵庫」や「キャスター付き機器」等の家具を固定可能。※本製品を固定する壁面などの種類によって性能が十分に発揮しない場合があります。



寸法/縦 65mm×横 90mm×奥行 130mm  
目安安全重量/60kg 以下 壁面との隙間/70mm 以内

## 貼付式

スーパータックフィット TF-L (2個1組)  
(北川工業)

重点対策地域の申請者負担額  
**無償**

重点対策地域以外の申請者負担額  
1,600円 (送料・税込)

ポイント 強力な粘着力で壁に固定でき、ネジやクギなしで壁に穴をあける必要がありません。粘着力と振動吸収力で家具・家電の転倒防止に威力を発揮します。※本製品を固定する壁面などの種類によって性能が十分に発揮しない場合があります。



寸法/高さ 96mm×幅 20mm×奥行 96mm  
耐荷重 150kg

## L字金具

耐震ダブルアングルスチール製  
自在回転タイプ サイズ30 (2個1組) (シロクマ)

重点対策地域の申請者負担額  
**無償**

重点対策地域以外の申請者負担額  
1,400円 (送料・税込)

ポイント 壁側と本体にネジで固定をさせるタイプです。軽めの「書棚」や「食器棚」におすすめです。



寸法/40mm×40mm×厚さ5mm  
耐荷重/4枚あたり 60kg

## 粘着耐震ゴム

タックフィット TF-40K (4枚1組)  
(北川工業)

重点対策地域の申請者負担額  
**無償**

重点対策地域以外の申請者負担額  
1,200円 (送料・税込)

ポイント 液晶モニターやテレビの下に敷きます。強力な粘着力でしっかり固定し、転倒・落下を防ぎます。

「横浜市家具転倒防止対策助成事業 HP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kaguten.html>



# Step 3 申し込み

## 申し込みからお届けまでの流れ

### 申込方法

#### 郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの利用申請書に必要項目を記入し、株式会社アイヴィジット(頁下部参照)まで送付します。



#### 電子申請の場合

二次元コードから電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



申込

● 申し込みの不備のある場合は、コールセンター(0120-480-002)より確認のご連絡をします。

#### 通常の場合

宅配にて商品到着  
(自己負担額は代引き)



#### 取付けご希望の場合 (要件を満たす世帯のみ)

取付けの日程調整  
コールセンターの番号から  
お電話をさせていただきます。



#### 取付訪問

(自己負担額は代引き)  
※取付時間は約30分を予定



- ・申し込みからお届け(取付け)までに通常1~2か月程度かかります。(器具の在庫状況によっては遅れる可能性があります)
- ・器具の送付、または設置後の不具合は各メーカーにお問い合わせください。

- 注意事項**
- 器具の返品や返金はできません。また、流用や転売は絶対に行わないでください。
  - 過去に、本助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
  - 取付け後の器具の維持、管理は自己責任でお願いいたします。
  - 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談ください。
  - ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。
  - ご自身でご用意いただいた転倒防止器具はお取付けできません。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

地震火災対策コールセンター **0120-480-002** (受付時間 平日午前8時30分~午後5時15分)

株式会社アイヴィジット 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 4-5-2 ライズアリーナビル 6F

E-mail yokohama\_jishintaisaku@ivisit.co.jp FAX 03-6627-9989

この家具転倒防止対策助成事業の対象となる方は、感震ブレーカーの器具購入費の補助と取付代行の対象となります。感震ブレーカーの制度も合わせてご確認ください。

横浜市感震ブレーカー HP



第1号様式(要綱第4条関係)

(管理番号) \_\_\_\_\_

横浜市家具転倒防止対策助成事業に係る助成事業

## 利用申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者 (世帯主)	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は <input checked="" type="checkbox"/> ⇒ <input type="checkbox"/> チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒 _____ 区 _____ 建物名、部屋番号等記入をお願いいたします。		
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号	メールアドレス
		※お持ちの方のみ	
希望する家具転倒防止器具(いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください) ※重点対策地域の方は無償			
<input type="checkbox"/> 突っ張り棒(小).....1,500円		<input type="checkbox"/> ベルト式.....1,500円	
<input type="checkbox"/> 突っ張り棒(中).....1,600円		<input type="checkbox"/> 貼付式.....1,600円	
<input type="checkbox"/> 突っ張り棒(大).....1,700円		<input type="checkbox"/> L字金具.....1,400円	
<input type="checkbox"/> 転倒防止板.....1,200円		<input type="checkbox"/> 粘着耐震ゴム.....1,200円	
取付代行の希望			
<input type="checkbox"/> 希望しない(配送) <input type="checkbox"/> 希望する(要件あり。希望する場合は以下に✓を入れてください)			
私の世帯は、同居者全員が、次のいずれかで構成されています。			
<input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の交付を受けている			
<input type="checkbox"/> 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている			
<input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下			
取付希望日 (取付代行を希望の方)	投函日・送付日より30日後以降 月 _____ 日 (令和8年12月29日~令和9年1月3日を除く)		
同意事項 (同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配送後の家具転倒防止器具の返品や返金、また、転売や流用はいたしません。</li> <li>・ 横浜市で実施している家具転倒防止器具の補助や助成事業を過去に利用していません。</li> <li>・ 原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています(賃貸にお住まいの方のみ)。</li> <li>・ 当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。</li> <li>・ ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できません。</li> <li>・ ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。</li> <li>・ 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。</li> </ul>			

切り取り線

地域防災活動の支援に向けた研修「よこはま防災研修」のご案内【周知依頼】

## 1 事業の趣旨

地域防災活動の支援に向けた研修「よこはま防災研修」では、町の防災組織（自治会町内会等）において、防災・減災活動の担い手を育成し、地域防災・減災活動を推進してもらうことを目的としています。

今回は、地域における防災活動の支援として、自治会・町内会員等向けに「よこはま防災研修<基礎編>」と「よこはま防災研修<支援編>」の2つの研修をご案内させていただきます。

## 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

## 3 研修の概要

### (1) 内容

#### ①「よこはま防災研修<基礎編>」

横浜市消防局が運用している「よこはま防災 e-パーク」のWEB研修を受講する形式としています。災害に対する日頃の備えなどの自助、地域防災拠点の運営取組例を通じた共助の紹介、いざという時の避難方法の確認など、防災の基礎を学んでいただけます。

#### ②「よこはま防災研修<支援編>」

自治会・町内会等へアドバイザーを派遣し、防災まち歩きや安全マップ作成等を実施することにより、地域の防災力向上に向けた取組を支援します。

各自治会・町内会の皆様のご要望に応じて、地形、戸建てやマンション等の住居種別など、地域の実情に沿った研修内容をご提案します。

### (2) 実施期間

#### ①「よこはま防災研修<基礎編>」

WEB研修のため24時間いつでも受講できます。

#### ②「よこはま防災研修<支援編>」

令和8年6月から令和9年3月（具体的な受講日は各自治会・町内会等と調整）

申込期間：令和8年6月1日～令和8年12月25日

#### 4 受講対象者について

① 「よこはま防災研修<基礎編>」

自治会・町内会員、マンション管理組合員等を含む、どなたでもご受講いただけます。

② 「よこはま防災研修<支援編>」

自治会・町内会員、マンション管理組合員(5人以上のグループでお申し込みください)

#### 5 受講方法について

① 「よこはま防災研修<基礎編>」

【受講方法】以下の、URL や二次元コードから受講できます。

URL:<https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/>

二次元コード：



② 「よこはま防災研修<支援編>」

【申込期間】令和8年6月1日から12月25日までとなります。

【受講方法】以下の、URL や二次元コードからお申込みいただけます。

URL:<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/fd01e35e-2446-45e0-8bea-7cea668e403f/start>

二次元コード：



防災・危機管理統括本部地域防災課 担当 海野、山羽 電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677 メール bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp
--

# 防災研修

基礎編

支援編

ステップアップ編

事例発表会

防災の  
“これだけは  
知ってほしい”  
無料講座

「基礎編」は、「よこはま防災e-パーク」  
で学ぶWEB研修です。

対象

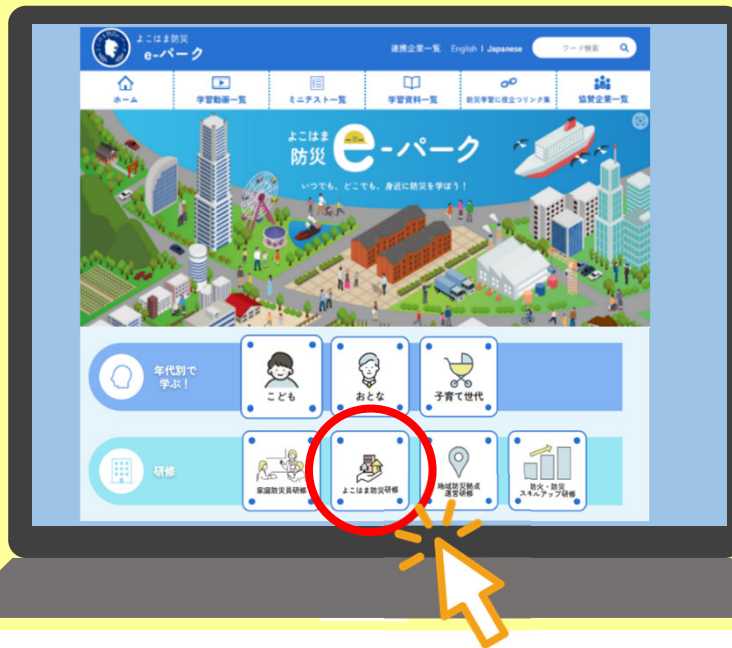
どなたでも！

場所

いつでもどこでも  
オンライン！

内容

必要な備えなど  
防災の基礎を  
学べます！



よこはま 防災研修

視聴はこちらから



スマホ版も！

## 動画で学びましょう

まずは、自宅の対策を見直そう！



日頃の備え



風水害の備え



町の防災組織



災害時の避難

クイズで確認！



横浜市消防局マスコットキャラクターハまくん

目指せ！！  
レベルアップ！

修了証も取得できるよ



よ こ は ま

# 防 災 研 修

基礎編

支援編

ステップアップ編

事例発表会

地域の  
防災力向上に  
役立つ

「**地域の特性**」に応じてしっかり学べる実践講座！

お住まいの地域に  
カスタマイズした  
研修内容をご提案します



横浜市防災・危機管理X公式キャラクター  
みなモル



横浜市防災・危機管理X公式キャラクター  
ハマらび

参加無料

あなたの地域に  
**防災アドバイザー**  
が伺います

※事前によこはま防災研修(基礎編)を受講することを推奨します。

対 象

自治会・町内会、マンション管理組合(5人以上のグループでお申込みください)

場 所

研修場所の確保をお願いします。アドバイザーが研修場所へ伺います。

内 容

次のプログラムからご希望の内容をお選びください(複数可)

必須

●**地域特性に応じた基本的な災害の備え(目安時間30分)**

家の周りの被害想定、ご存じですか？

●**風水害への備え(目安時間30分~60分)**

マイ・タイムラインを作成してみましょう！  
横浜市避難ナビで水害リスクを確認！

●**地震への備え(目安時間30分~60分)**

「感震ブレーカー」設置していますか？  
個人備蓄を日常生活に取り入れてみましょう！

●**グループワーク(目安時間60分)**

「災害が起きたら？」をケーススタディーで考えてみましょう！

昨年度の受講者満足度

**99%**の実績！

\*昨年度受講者アンケートより

それぞれ  
「戸建て編」  
「マンション編」  
から選べます



申込方法

横浜市電子申請サービス  
(二次元コード)から  
お申し込みください



よこはま 防災研修



よこはま防災研修HPIはこちら！



お申込み  
受付期間

令和8年 **6/1**(月)~令和8年 **12/25**(金)  
※予算に達し次第、早期に終了

※受講希望日の2ヵ月前までにお申し込みください。日程についてはアドバイザーから直接申請者に連絡します。

区連会5月定例会資料  
令和8年5月18日  
神奈川消防署総務・予防課

## 令和8年度神奈川区家庭防災員研修受講者の募集について【御依頼】

### 1 事業の趣旨

今年度も神奈川消防署では、地域の皆様に防火・防災に関する必要な知識や技術を身に付けていただくため、家庭防災員研修を実施します。

つきましては、自治会・町内会内での御周知をお願いいたします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付しますので、自治会・町内会から御推薦いただける場合は、推薦書を神奈川消防署へお送りくださいますようお願い申し上げます。

### 3 研修内容・日程等

別添1「令和8年度神奈川区家庭防災員研修申込書」を御参照ください。

### 4 対象者

- (1) 各個人で参加を希望される方
- (2) 自治会・町内会から推薦された方



電子申請システム

### 5 自治会・町内会からの推薦

昨年度までは、同封の返信用封筒による郵送での御提出をお願いしておりましたが、本年度より提出方法を見直し、FAXまたは電子メールでの受付とさせていただきます。

なお、本件につきましては、自治会・町内会からの推薦を必須とするものではなく、御負担や状況に応じて、御無理のない範囲で御対応いただければ結構です。

御推薦いただける場合は、別添2「家庭防災員研修受講者推薦書」をFAXまたは電子メールにて消防署へお送りくださいますようお願い申し上げます。

### 6 その他

- (1) 研修を受講していただくと、横浜市長名の修了証が交付されます。
- (2) 気象警報の発表や大規模災害等により、研修中止等の措置が生じた場合は、受講者あてに御連絡させていただきます。

### 7 添付資料

別添1 令和8年度 神奈川区家庭防災員研修のご案内・申込書

別添2 家庭防災員研修受講者推薦書

【担当】神奈川消防署総務・予防課

予防係 黒田・山口

〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8

電話・FAX：045(316)0119(代)

Mail: sy-kanagawa-sy@city.yokohama.lg.jp

# 令和8年度神奈川区家庭防災員研修のご案内

## 1 家庭防災員研修とは

今後発生が危惧される、大規模災害による被害を軽減するため、自らの家庭を守る知識や技術、地域での共助の重要性についても理解を深めていただくものです。

## 2 研修内容

住宅防火対策や救命処置等の実技と座学の集合研修です。

### (1) 全区分コース

防火・救急等の全区分を横浜市民防災センターで行います。(3時間)

### (2) 救急コース ※全区分コース受講者は不要です

救急区分のみを神奈川区役所で行います。(1時間)

※他の科目についてはお渡しする教材で自己学習していただけます。



図上訓練

## 3 受講対象者

神奈川区内在住の満15歳以上の方(過去に受講された方も再受講可)

## 4 申し込み方法

参加希望日程の**2週間前**までに次の方法でお申し込みください。

### (1) 電子申請システム(オンライン)

横浜市電子申請・届出システムの手続きからお申し込みください。



電子申請はこちら

### (2) 郵送

本紙に必要な事項をご記入のうえ、神奈川消防署まで送付してください。

### (3) 自治会町内会からお申込みの場合

上記の方法に加え、FAX または電子メールにてお申し込みください。

## 5 その他

(1) 研修参加に伴う一時託児を御希望の方は神奈川消防署まで御連絡ください。

(2) 申込み多数の研修については、人数の調整をさせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。(消防署から連絡がない場合は希望日にお越しください。)

(3) 研修は実技講習となりますので動きやすい服装でお越しください。

(4) 研修会場までは、公共交通機関を御利用ください。横浜市民防災センターには駐輪場はありません。

(5) 気象警報発表や大規模災害発生時などは研修を中止する場合があります。不明な時は神奈川消防署へ御連絡ください。

裏面に申込書

【担当】  
神奈川消防署総務・予防課予防係  
黒田・山口  
電話：045(316)0119(代)  
Mail:sy-kanagawa-sy@city.yokohama.lg.jp

# 令和8年度神奈川区家庭防災員研修 申込書



いずれかのコースを選び、実施日を選択してください。

電子申請はこちら

氏名(フリガナ)	( )
住所	神奈川区
電話番号/Eメールアドレス ※日中連絡が付きやすい番号をお願いいたします。	TEL / Email
自治会・町内会名	
過去の受講歴	有 <input type="checkbox"/> ・ 無 <input type="checkbox"/>
個人で申込いただいた方へ	家庭防災員研修を受講したことについて、居住地の自治会・町内会に対して氏名・住所等の情報を提供します。 同意 <input type="checkbox"/> 不同意 <input type="checkbox"/>

## (1) 全区分コース(3時間)

救急を含む全区分を行います。

参加希望 <input checked="" type="checkbox"/> ※1日選択してください	実施日	場所	時間
	8月20日(木)	横浜市民 防災センター (沢渡4-7)	13:30 ~ 16:30
	8月30日(日)		
	9月9日(水)		
	10月17日(土)		

## (2) 救急コース(1時間)

救急区分のみを行います。(他の科目についてはお渡しする教材で自己学習)

参加希望 <input checked="" type="checkbox"/> ※1日選択してください	実施日	場所	時間
	8月25日(火)	神奈川区役所 本館地下1階 (機能訓練室・研究室)	10:00-11:00
	9月4日(金)		10:00-11:00
	9月7日(月)		14:00-15:00
	10月7日(水)		10:00-11:00

年 月 日

神奈川 消防署長

自治会町内会名 \_\_\_\_\_

会 長 名 \_\_\_\_\_

## 家庭防災員研修受講者推薦書

令和 8 年度の家庭防災員研修受講者として、次の方を推薦いたします。

フリ 氏	がな 名	住 所	電話番号／メールアドレス (日中御連絡が付きやすい番号)	
			TEL	e-mail
1			TEL	
			e-mail	
2			TEL	
			e-mail	
3			TEL	
			e-mail	
4			TEL	
			e-mail	
5			TEL	
			e-mail	

- ・ 氏名は楷書で、フリがなを付け、住所は棟室番号までご記入ください。
- ・ 7月31日(金)までに御回答お願いいたします。

貴自治会町内会在住者の受講者報告について

必要 ・ 不要

神奈川消防署総務・予防課

予防係

黒田・山口

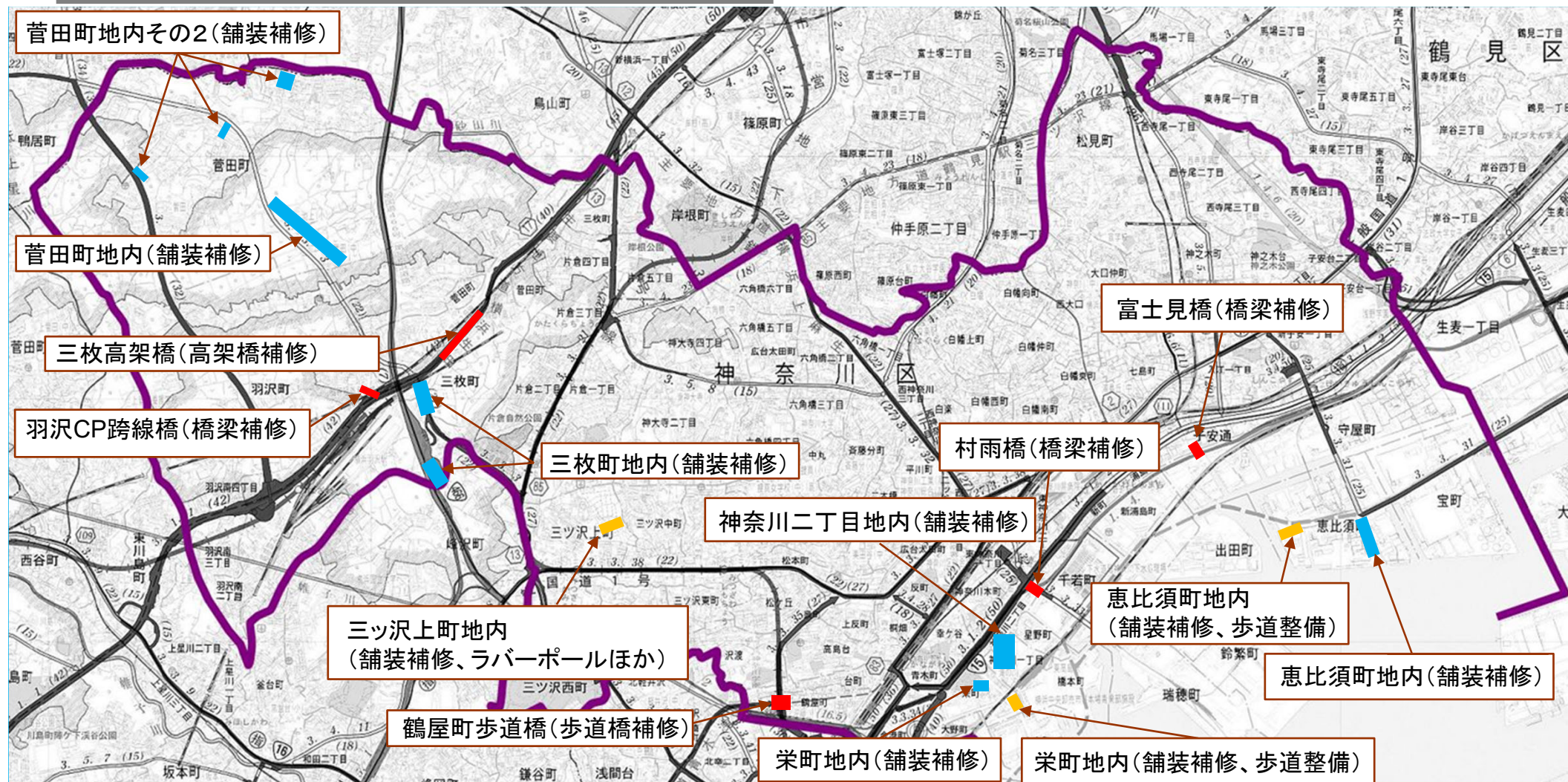
※ 上記個人情報については、当該事業の目的以外に使用いたしません。

# 令和8年度 横浜市 神奈川土木事務所所管 神奈川区 道路整備 予定箇所図

※令和8年4月30日時点での予定であり、変更になる場合もあります。

問合せ先

神奈川土木事務所 ・ ・ ・ TEL 491-3363



凡例



道路修繕(主に舗装補修)

施設整備(舗装補修、歩道整備等)

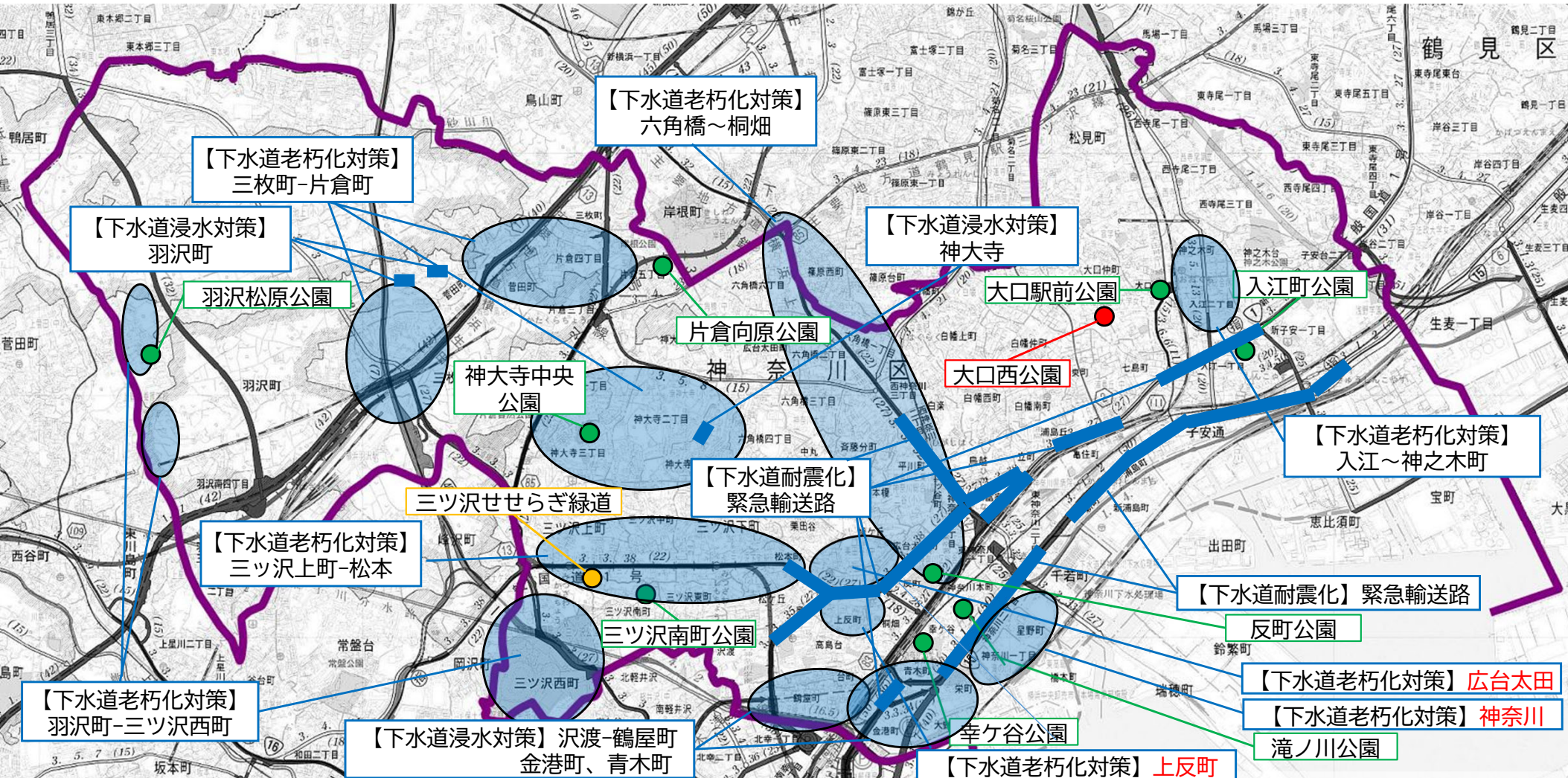
橋梁・歩道橋修繕

0 1000m 2000m

令和8年度 横浜市 神奈川土木事務所所管  
 神奈川区 下水道・河川・公園整備 予定箇所図  
 ※令和8年4月30日時点

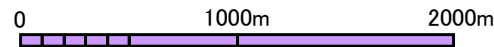
問合せ先  
 神奈川土木事務所 TEL 491-3363

※工事着手時期など、詳細が決まりましたら、土木事務所より関係する自治会・町内会長にご連絡致します。



- 凡 例
- 下水道整備工事
  - 河川工事
  - 公園再整備工事
  - 公園施設改良工事

- 【 下水道耐震化 】 地震で壊れないよう下水道を強くする工事
- 【下水道老朽化対策】 古くなった下水道を更新する工事
- 【 下水道浸水対策 】 大雨等に対応するため下水道を太くする工事
- 【 下水道水洗化 】 水洗化のため汚水管の整備する工事



市連会 5 月 定例会 説明資料  
令和 8 年 5 月 12 日  
健康福祉局 医療援助課

## 「小児医療費助成の対象年齢拡大」について【情報提供】

### 1 趣旨

令和 8 年 6 月 1 日から、小児医療費助成制度の対象年齢を「中学 3 年生まで」から「18 歳年度末まで」に拡大しますので、情報提供させていただきます。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 制度改正の内容

令和 8 年 6 月 1 日から、小児医療費助成の対象年齢を「中学 3 年生まで」から「18 歳年度末まで」に拡大します。

また、新たな対象者（※1）の医療証（※2）については、申請を不要とし、直接対象者の方へ郵送します（5 月下旬発送予定）。

#### （※1）新たな対象者

- 令和 8 年 6 月 1 日以降、次の条件を満たすお子さま
- ・ 中学卒業後、18 歳に達する日以後、最初の 3 月 31 日までの間にある
  - ・ 現在、小児医療証の交付を受けていない
  - ・ 横浜市内にお住まいで、健康保険証を持っている
- \*一部、助成の対象とならない場合もあります。

#### （※2）医療証の発送対象者

令和 8 年 4 月 25 日時点で横浜市内に住民登録のある方

健康福祉局医療援助課

担当 服部、曾我、故長井、川田

電話 045-671-4115 / FAX 045-664-0403

メール kf-iryoenjo@city.yokohama.lg.jp

18歳まで、ずっと安心。



令和8年6月から

18歳まで

医療費

ゼロ

0円

対象者には5月中に医療証を送付します。(申請不要)

【お問合せ】

横浜市小児医療証コールセンター (平日 9~17時)

電話：045-900-6760 / FAX：045-411-5855

(8月31日 受付終了)



詳しくはこちら

## 横浜グリーンエキスポのPRへのご協力について【協力依頼】

### 1 事業の趣旨

横浜グリーンエキスポのPR推進の一環として、各区の連合町内会長の皆さまに横浜市オリジナルトウクトウクピンバッジを6月以降貸与させていただきます。

つきましては、各種会議や行事等へのご出席の際にご着用いただき、横浜グリーンエキスポの認知向上にご協力くださいますよう、お願いいたします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】 ご着用にご協力ください。

【地区連長】 ご着用にご協力ください。



横浜市オリジナルピンバッジ

### 3 横浜市オリジナルトウクトウクピンバッジの貸与について

- ・オフィシャルグッズの販売への影響を考慮し、関係団体との調整の結果、本ピンバッジは「譲渡」ではなく「貸与」とさせていただきます。
- ・貸与対象は、適正な公費執行および広報効果を踏まえ、各種行事や会議等にご出席される機会の多い「地区連合町内会長」といたします。
- ・貸与時期は6月を予定しており、各区区連会等の場において配布させていただく予定です。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課  
担当 山本、倉澤  
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223  
メール da-greenexpo-pr@city.yokohama.lg.jp

# 令和8年度 神奈川区運営方針

## I 基本目標

### 笑顔でつながる「神奈川区」

～ 地域の皆様とともに、安心して温かい元気なまちづくりを進めます ～

神奈川区は2027年に区制100周年を迎えます。



令和8年度は、現在策定を進めている、「市民の実感」を最上位目標とした「横浜市中期計画2026-2029」※1の初年度です。市民の皆様への暮らしの意識や状態を定期的に把握、検証しながら「笑顔でつながる『神奈川区』」に向けて取組を推進することにより、「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」、そして、「明日をひらく都市」の実現につなげます。

※1 令和8年5月原案発表

## II 目標達成に向けた施策

### 1 いきいきと暮らせるまちづくり

子育て中の方、高齢の方、障害のある方、外国につながりのある方など、誰もが自分らしく地域で暮らせるよう、きめ細かに行政サービスにつなげます。



### 2 魅力あふれるまちづくり

つながり、支えあうことの良さを実感し、地域に愛着を感じるとともに、神奈川区の様々な魅力に触れ、「住みたい・住み続けたい」と感じていただけるまちづくりを進めます。



### 3 安心・安全なまちづくり

すべての皆様にとって必要不可欠な安心・安全な暮らしを目指して、自助・共助・公助の防災や防犯の取組を進めます。



## III 目標達成に向けた組織運営

### ■ 行政サービスの向上

窓口サービスをはじめとする行政サービスを正確・迅速に実施するために職員の一層のスキルアップに取り組みます。来庁者の利便性向上と業務の効率化のため、デジタル技術を活用します。

### ■ 「区民目線」で行動

職員一人ひとりが自らの果たすべき責任と役割を自覚し、区民の皆様の声に耳を傾け、「区民目線」で事業を進めます。

### ■ チーム神奈川の推進

職員の意欲・能力を最大限に発揮できるよう、職員同士のコミュニケーションを大切に、施策を推進します。



上記の3作品は「わが町かながわとっておき写真コンテスト」受賞作品

## 【参考】主な事業・取組

### 1 いきいきと暮らせるまちづくり

#### 子育て支援

- 親子のたまり場「すくすくかめっ子」の活動支援、担い手同士の交流促進
- 土曜日両親教室で妊婦とパートナーに学ぶ機会を提供



「すくすくかめっ子」で親子が楽しむ様子

#### 健康づくり

- 親子が参加できるウォーキングイベントやよこはまウォーキングポイントを活用したイベントの実施
- 働き・子育て世代向けの健康チェックの実施
- 学齢期のこどもと保護者向けのオーラルフレイルの予防啓発を目的とした講座の実施
- 野菜摂取量測定器を活用した生活習慣改善の啓発



働き・子育て世代向け健康チェックの様子

※オーラルフレイルとは…わずかな「むせ」など、口の機能が低下している状態のことです。こどもの時からよく噛み、自分の歯を守ることで予防することができます。

#### 高齢者支援

- 健康測定機器による測定データを活用したフレイル予防体験イベントの開催
- 介護者のための公認心理師によるカウンセリングを実施



民間施設でのフレイル予防体験イベントの様子

#### かながわ支え愛プラン(第5期神奈川区地域福祉保健計画)

- 第5期かながわ支え愛プランの開始に伴う普及啓発
- 小中学校等での出前教室等の実施

### 2 魅力あふれるまちづくり

#### 地域づくり

- 「つながりまちづくり学校」に現場体験を取り入れるなど地域活動につながるプログラムを実施
- 自治会町内会におけるデジタルツールの活用に関する連続講座の開催



デジタル活用交流会の様子

#### GREENなまちづくり(横浜グリーンエクスポを見据えた取組)

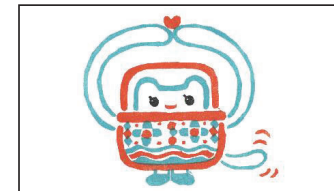
- 区民まつりを活用した脱炭素啓発の実施
- ごみから堆肥をつくる体験学習と公園愛護会との花壇づくりをセットにした小学校での出前授業
- 地域住民と公園愛護会との協働によるイベントを組み合わせた樹林地の保全活動
- 民間のノウハウを活用し、「ミッションクリア型清掃イベント」を実施



小学校と愛護会の連携による花壇づくりの様子

#### 魅力発信

- 横浜グリーンエクスポの機運醸成のため「GREEN」をテーマとした商店街ラリーを開催
- デジタル技術（AR/VR）を活用した神奈川台場のPR
- 神奈川区の魅力資産をまとめた「わが町かながわとっておき」を活用した写真コンテスト等を実施



神奈川区商店街キャラクター かごやん

#### 100周年記念事業

- 区制100周年記念ロゴマーク等を活用した記念事業の周知・情報発信
- 100周年記念デザインマンホールの設置

## 【参考】主な事業・取組

### 3 安心・安全なまちづくり

#### 防災・減災

- 共助推進事業補助金の内容を拡充し、自主避難所の確保や安否確認システムアプリの導入を促進
- 発災時に地域防災拠点の開設がスムーズにできるよう、開設時の手順書となる「開設アクションカード」を制作
- 小学生向け避難所生活の模擬体験「防災デイキャンプ」を実施
- 中学校と連携したワークショップ型の防災出前授業を実施



「防災デイキャンプ」の様子

#### 防犯・交通安全

- 防犯キャンペーンや地域の防犯活動の支援
- 警察と連携した交通安全啓発キャンペーン
- 通学路内の路面標示の補修



通学路 路面標示の補修

ピックアップ

令和8年度事業

#### ▶ 第5期かながわ支え愛プランが開始しました。



#### 基本理念

誰もが住み慣れた地域で、健やかに、安心して暮らせるまちをみんなでつくろう

柱1

「ひとりぼっちにならない」まち

柱2

「みんながチカラを発揮する」まち

柱3

「様々なチカラが  
つながり合う」まち

▼ 詳細はこちら



かながわ支え愛プラン  
キャラクター  
「がわちゃん」



#### ▶ 2027年に向けて 横浜グリーンエクスポ開催と区制100周年を契機 として地域とのつながりを深める取組を実施します。



神奈川県  
マスコットキャラクター  
「かめおん」

期間	2026(R8) 4月・12月	2027(R9) 1月・12月
区制100周年	機運醸成期間	周年記念事業 メイン期間
横浜グリーンエクスポ	機運醸成期間	開催期間: 3/19~9/26

10月1日 区制100周年

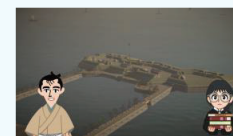


区制100周年  
記念事業の取組はこちら▶




#### ▶ 横浜開港のシンボル「神奈川台場」の魅力を発信！

臨海部の埋め立てにより現代では直接見るのが難しくなった横浜開港のシンボル「神奈川台場」の歴史を、イベント等を通じて区民の皆様向けに発信します。  
本事業を通じて、区制100周年を区の歴史や魅力を改めて見つめなおす契機の1つとします。



## 信頼される区役所づくり

### 運営方針の達成に向けた各所属の目標

<p><b>総務課</b></p> <p>防災・減災の取組を通じて区民の皆様の安心・安全を支え、部署を超えたコミュニケーションの機会を作り「チーム神奈川」を推進します。</p>	<p><b>区政推進課</b></p> <p>区民の皆様の声と地域のつながりを大切にしながら、情報共有と調整を丁寧に行い、多様な主体と連携することで、地域ニーズを捉えたまちづくりを進めます。</p>	<p><b>地域振興課</b></p> <p>地域資源を活かした魅力ある地域づくりを進めます。また、街の美化・防犯・交通安全など安心して暮らせるまちを目指します。</p>	<p><b>戸籍課</b></p> <p>手続きや証明発行について正確・迅速・丁寧に対応し、区民の方から信頼される窓口サービスの提供を目指します。</p>	<p><b>税務課</b></p> <p>分かりやすい説明や親切で丁寧な対応のもと、市税の適正かつ公平な課税と納税を進め、個人情報の取扱いを徹底し、信頼される税務行政を目指します。</p>
<p><b>区会計室</b></p> <p>職員の会計知識向上を図ることで、正確かつ迅速な収入・支出につなげ、区民の皆様や事業者の皆様から信頼される会計事務を目指します。</p>	<p><b>福祉保健課</b></p> <p>地域や関係機関等と協働して第5期地域福祉保健計画を推進します。また、区民の皆様の健康づくりや感染症対策に積極的に取り組みます。</p>	<p><b>生活衛生課</b></p> <p>食生活や生活環境の安心・安全に向けた取組を行うとともに、ペット防災について飼い主や地域防災拠点を支援していきます。</p>	<p><b>高齢・障害支援課</b></p> <p>高齢の方や障害のある方が地域で安心していきいきと過ごせるよう、思いに寄り添った支援を進めます。</p>	<p><b>こども家庭支援課</b></p> <p>未来を担うこども・青少年一人ひとりの成長に寄り添った支援を行います。また妊娠期から切れ目のない支援を行うとともに子育て家庭をきめ細かく支えていきます。</p>
<p><b>市立保育園（3園）</b></p> <p>安心できる環境をつくり園児一人ひとりを大切に保育します。子育て支援連絡会を通じて協力し合い地域の子育て家庭を応援します。</p>	<p><b>生活支援課</b></p> <p>生活にお困りの方に寄り添って、就労支援や家計改善支援、生活保護等の制度の活用により生活の改善・向上を支援します。</p>	<p><b>保険年金課</b></p> <p>個人情報の取扱いに細心の注意を払いつつ、区民の皆様の気持ちに寄り添いながら、年金や保険などのサービスを的確かつ迅速丁寧に提供していきます。</p>	<p><b>神奈川土木事務所</b></p> <p>道路、河川、下水道、公園の適切な維持管理や区民の皆様との協働による美化活動、迅速な災害対応により、安心・安全で快適な生活を支えます。</p>	 <p>神奈川区制100周年記念ロゴマーク</p>

# あなたのご意見・アイデアで 神奈川区をもっと良くしませんか?

お住まいの神奈川区について、「こんなまちになったらいいな」「こんなことができたらいいな」というようなことをデジタルプラットフォーム「Surfvote」にご投稿ください! 今後の施策や事業の参考にさせていただきます。

## 参加はこちらから **アクセス**

「Surfvote」では他の投稿者の意見を見て、ご自身の意見を考えることができます。



### ※ 意見投稿する際の注意事項 ※

意見投稿は、事前にユーザー登録をして、ログインする必要があります。

サイト内の「利用規約」を確認・同意のうえで、ご参加ください。

同様の意見募集は横浜市全区で実施中です。他区在住の方もこちらからアクセスしてください。

## 意見募集期間

2026  
**6.1** (月) 10:00  
▶▶▶ **6.30** (火) 23:59

## お問合せ

▶ 区役所での意見募集について

市民局区政イノベーション推進課 Tel : 045-671-2088 Fax : 045-664-5295

▶ 意見募集プラットフォームについて

市民局広聴相談課 Tel : 045-671-2335 Fax : 045-212-0911

▶ 神奈川区役所の事業について

神奈川区役所 区政推進課 Tel : 045-411-7021 Fax : 045-314-8890



区連会 5 月 定例会 説明資料  
令和 8 年 5 月 1 8 日  
資源循環局事業系廃棄物対策課

## YOKOHAMA イベントごみ資源化チャレンジ広報チラシの配布について

### 1 事業の趣旨

日頃からごみの減量化・資源化にご協力をいただき、ありがとうございます。横浜市では、「ヨコハマ プラ 5.3 (ごみ) 計画」を策定し、プラスチックごみの削減を重点的に進めております。

昨年度様々なイベントの分別状況を調査した結果、イベントでは燃やすごみの中に多くのリサイクル可能な資源（プラスチック製のコップやトレイ等）が混入していることが分かりました。

そこで、自治会・町内会が主催するイベントについても、ごみの削減と資源化をより一層推進するため「イベントごみ資源化チャレンジ」のチラシを作成しましたので、周知をお願いします。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会で周知をお願いします。

【単 位 会 長】単会長あて資料を送付します。

定例会等で周知をお願いします。

### 3 広報について

- (1) 各自治会・町内会にチラシ配布
- (2) 局ホームページへの掲載
- (3) 区役所、収集事務所でチラシを常備

### 4 資料 (別紙)

YOKOHAMA イベント・ごみ資源化チャレンジ

事業系廃棄物対策課  
担 当 寺 谷 ・ 貫 洞  
電 話 : 671-4090 FAX : 663-0125  
Mail : sj-jigyokei@city.yokohama.lg.jp

横浜市内で開催する  
自治会・町内会  
イベント主催者  
の皆様へ

イベント  
ごみ資源化  
チャレンジ  
事例

大規模イベント後の  
再分別



横浜スタジアムでは、「地球にやさしいハマスタ」を目指し、大量に発生するごみをできる限り資源として循環させるため、徹底した分別回収に取り組んでいます。さらに、観客が参加できる「エコステーション」を設置し、ごみの分別回収を一緒に進めています。

ステーションでの  
ボランティアサポート



環境事業推進委員やボランティアの方たちは、来場者に対するごみの分別案内や、ステーション周辺を整えることで、環境にやさしいイベント運営をサポートし、リサイクル推進ときれいな会場づくりに貢献していただいております。

ぜひ取り入れたい  
こんな取組や  
あんな工夫！

飲食イベントでの  
リユース食器の活用



認定NPO法人森ノオトは、「エコ&サステナブル」をテーマとした地産地消マルシェ「あおばを食べる収穫祭」を企画・運営。例年3000名超の来場者で賑わいますが、リユース食器を用いることで、45Lごみ袋1枚におさまる量のごみしか出さないサステナブルな祭りを実現しています。

品目に特化した  
個別回収



赤レンガ倉庫で開催されたイベントでは、環境にやさしい運営を目指し、会場にプラカップ洗浄機を設置しました。来場者が自ら使用後のプラカップを洗浄し、洗浄されたカップは再生原料として循環させて、廃棄物削減と資源の有効活用を実現しました。

YOKOHAMA  
イベント  
ごみ資源化  
チャレンジ

効果的なアクションプランが丸わかり！

イベントの開催は、まちの活性化につながっています。一方で、分別されないごみが大量に発生するなど、リサイクルの妨げになっています。中面のステップにしたがって、**エコなイベント**を目指しましょう！

イベントのイメージアップ！  
社会的信用の向上！

ごみの減量化・資源化は、環境意識の高い、エコでクリーンなイベントであることのアピールにつながり、参加者や地域社会からの**評価・信頼が向上**します！

イベント後のごみ処理の効率化とコスト削減！

適切な事前準備と分かりやすい資源化ステーションの設置により、イベントで発生するごみの分別が徹底され、「燃やすごみ」の中にリサイクル可能な資源（プラスチック製のコップやトレイ、紙類など）の混入を大幅に減らせます。これにより、イベント後のごみの処理にかかる**手間や時間、コスト削減**につながる可能性があります！

外出先でも  
プラ分別！



GREEN x EXPO 2027  
YOKOHAMA JAPAN  
2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月横浜・上瀬谷



処理業者をさがしたいときは

横浜市  
一般廃棄物  
処理業者

横浜市  
産業廃棄物  
処理業者

神奈川県  
産業廃棄物  
処理業者

お問い合わせ先

各区の  
資源循環局事務所

横浜市資源循環局  
事業系廃棄物対策課  
TEL 045-671-3818  
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

2026年3月発行



下記の準備手順や資源化ステーション設置のポイントに従って、イベントを運営することで、効率的・効果的に、イベントごみ資源化の取り組みを導入できます！

事業系ごみの種類についての詳細はこちら

横浜市  
事業系のごみと  
資源物の分け方



## step 01 - イベント前 - 関係者との意識の共有をする

- 発生すると想定されるごみの種類を事前に把握する  
 プラスチック容器、ペットボトル、紙、食べ残しなど
- スタッフや出店者に、ごみの減量・分別に関する取り組みや内容を説明し、協力を依頼する  
 簡易包装をする、小盛りメニューなどの食べ残し対策、リサイクルしやすい食器の使用など
- 参加者に、エコなイベントを目指していることを事前に周知する  
 チラシやWEB、SNSで、マイバッグ持参やごみの持ち帰りや分別等への協力について呼びかける
- 業者が出店し、ごみを排出する場合は、「事業系ごみ」として処理してください  
 産業廃棄物は、適正な処理業者を通じてリサイクルしましょう [▶詳しくは裏面へ](#)
- 自治会・町内会が主催するイベントごみの回収については、各区の収集事務所に問い合わせください  
 イベント開催直前ではなく、余裕をもって各区の収集事務所にご連絡ください [▶詳しくは裏面へ](#)



## step 02 - イベント前 - 資源化ステーションの準備をする

- ステーションにスタッフを常駐させる  
 来場者に分別の案内をするため、資源化ステーションの常駐スタッフを、最低1名以上を配置する計画を立てる
- ステーションを分かりやすい場所に配置する  
 来場者の動線を考え、目立つ場所や飲食する場所の近くに設置計画を立てる  
 ステーションが目立ちにくい場合などは、出店店舗の他、場内の各所にステーションの場所や分別方法を案内する
- ごみ・資源の品目表示の工夫をする  

色	文字・絵	高さ
燃やすごみ 赤	文字や絵を大きく表示する	品目表示位置は、来場者の“目線”の高さを意識する
プラスチック 青	来場者を考慮し、多言語併記やふりがなも検討する	来場者が多く混雑が想定される場合、“目線よりも上”にも表示があると良い
ペットボトル 緑		
缶 紫		
びん 茶		
紙 オレンジ		

### 最大のポイント

人の配置有り・無しが大きな差に!!



有人

分別率  
ほぼ100%

無人

分別率  
66.7%

無人の場合、燃やすごみの中に本来リサイクルできるプラスチック資源や紙資源がなんと約4割も混入!!

横浜市調べ

## step 03 - イベント当日 - 積極的にごみの分別を呼びかける

- スタッフは、来場者へ随時、ごみの分別について案内し、分別に協力してもらう
- 出店者・来場者へごみの分別に協力してもらえるよう、全体に繰り返しアナウンスする
- 出店者に、イベント前、イベント中にも、繰り返し分別を促す

## step 04 - イベント終了後 - 再分別・会場美化をする

- 再分別を徹底する(イベント中に分別が出来ていない場合は、終了後に再分別する)
- 会場清掃と後片付けをして、元の状態に戻す
- 次回のイベントに向け、反省や改善点の記録をする



## 「暗がり」エリアへの防犯灯の設置について【協力依頼】

### 1 趣旨

本市では、自治会町内会の皆様にご協力をいただきながら、防犯灯の設置を進めております。

8年度からは、市が設置している防犯灯の位置情報をもとに、住宅地における、周囲25m以内に灯り（防犯灯）がない場所（電柱）を、「暗がり」の**可能性がある場所をマップでお示しし、防犯灯の設置場所の候補情報**としてご活用いただくこととしました。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】対象となる単位会長あてに資料を送付します。定例会等で情報提供の上、申請をご検討ください。

### 3 マップを活用した申請について

(1) マップ（➡(5)参照）では、「紫色の円」の場所が、「暗がり」の可能性のある場所となります。

防犯灯の設置申請にあたっては、この「**紫色の円**」の場所を中心に**現地の状況をご確認**いただき、設置場所としてご検討願います。

#### 【現地確認ポイント】

- ✓ 既に照明器具が設置されているなど、市の防犯灯を設置しなくても灯りが確保されている場合は、設置候補から外してください。
- ✓ 設置場所が私有地（私道含む）となる場合は、「土地使用承諾書兼誓約書」が必要となります。
- ✓ 設置場所が行き止まり等となる場合は、その先に5軒以上の住宅があることを目安として設置をご検討ください（より多くの方が利用する場所に防犯灯を設置するため）。

(2) マップの「**紫色の円**」以外の場所についても、実際に暗がりが生じているなど、**地域の防犯対策上、防犯灯が必要**と考えられる場所については、**従来どおり申請可能**です。

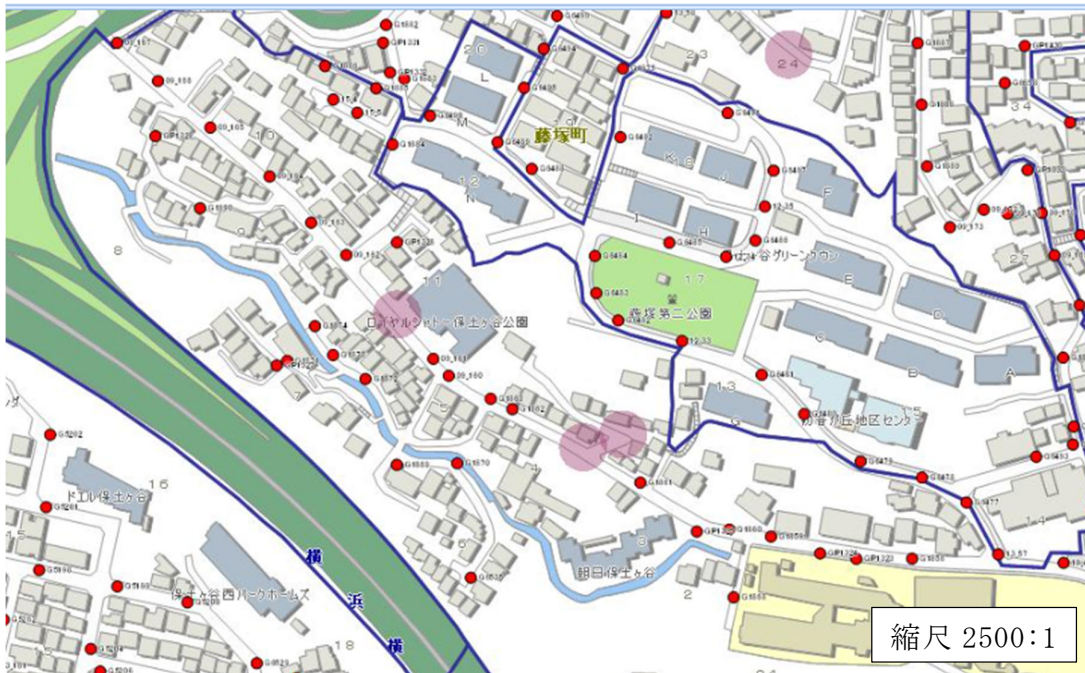
(3) 設置申請された場所に**電柱がない場合は、新たに鋼管ポールを設置**する必要があります。鋼管ポールの設置には様々な制約があるため、**現地の状況によっては設置できない場合があります**ので、あらかじめご了承ください。



(4) 申請期限：**令和8年7月14日（火）まで**

※自治会町内会ポータルにて申請いただくか、各区地域振興課まで申請用紙をご提出ください。

(5) マップの見方



- 青い線：単位町内会の区域です。
- 赤い点：既に設置されている市の防犯灯です。
- 紫色の円：住宅地内で「周囲 25m以内に灯り（防犯灯）がない場所（電柱）」です。  
(令和6年9月時点のデータをもとに表示)

市民局地域防犯支援課  
石橋、小川  
電話：045-671-3709  
電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

「暗がり」エリア（防犯灯設置候補場所）を有する自治会町内会一覧

	自治会町内会名	暗がりエリア マップ枚数	地 区
1	白幡西町自治会	1	白 幡
2	白幡仲町会	1	
3	白幡町自治会	1	
4	鳥越町会	1	神 西
5	旭ヶ丘親交会	1	青木第一
6	三ツ沢東町自治会	1	三ツ沢
7	三ツ沢南町町会	1	
8	三ツ沢上町町会	1	
9	斎藤分町北部自治会	1	神 北
10	六角橋北町自治会	1	六角橋
11	コンフォール北原自治会	1	
12	神大寺北町自治会	1	神大寺
13	片倉町自治会	2	片 倉
14	片倉町大丸町内会	1	
15	菅田東町自治会	2	菅 田
16	菅田南町自治会	2	
17	菅田ハイツ自治会	1	
18	ル・アージュ自治会	1	
19	羽沢自治町内会	4	羽 沢
20	羽沢南町内会	2	
21	羽沢第一町内会	1	

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について【情報提供】

1 趣旨

4 月 1 日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の案内チラシを作成しましたので、配付します。

※蛍光灯の製造・輸出入は令和 9 年末までに段階的に廃止されます。まだ LED 照明への切り替えをされていない自治会町内会館におかれましては、ぜひ、補助金を活用いただき、LED 照明への切り替えを御検討ください。

2 お願いしたいこと

- 【区 連 長】御承知おきください。
- 【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。
- 【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

3 チラシについて

- チラシ 1 「令和 8 年度も自治会町内会館の脱炭素化を応援します！」
- チラシ 2 「令和 9 年末までに一般照明用の蛍光灯製造・輸出入が終了します」

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和 8 年 4 月 1 日（水）～10 月 30 日（金）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具 ※ <sup>1</sup>	2 / 3	60 万円
省エネエアコン		130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池		200 万円 ※ <sup>2</sup>

予算上限に達し次第、  
 受付を終了します。  
 申請はお早めをお願いします。

※<sup>1</sup> 電球形 LED ランプのみの交換も対象  
 ※<sup>2</sup> 蓄電池は太陽光発電設備との併用に限り  
 (補助上限額は、合算での上限額)。

詳細は、市 Web ページ掲載の「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」を御覧ください。申請様式についてもダウンロードが可能です。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市 Web ページ)

補助対象などに関するお問合せ・申請窓口・訪問アドバイザー事前予約

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 (事務委託先)  
 電 話：045-451-7740  
 受付時間：平日 9:00~17:00

市民局地域支援部地域活動推進課  
 担当 大内 (康)、戸田  
 電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734



横浜市は 2030 年度までの  
温室効果ガス排出量 50%  
削減を目指しています

令和 8 年度も

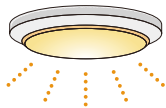
# 自治会町内会館の 脱炭素化を応援します!

補助率  
**2/3**

対象  
製品

## LED照明器具

蛍光灯は令和 9 年末で製造廃止予定のため、  
今後品薄となることが予想されます。  
今のうちに LED への交換をご検討ください。



補助上限額

**60万円**

省エネ性能

★★★★☆ 4.0

- ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合  
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの  
交換も対象  
(トップランナー基準達成製品)

対象  
製品

## エアコン



補助上限額

**130万円**

家庭用

省エネ性能

★★★★☆ 2.4

統一省エネラベル省エネ性能  
★2.4 以上

業務用

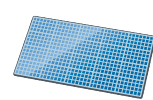
トップランナー基準達成製品

対象  
製品

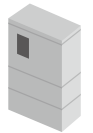
## 断熱窓など



断熱窓



太陽光  
発電設備



蓄電池

補助上限額

合算で **200万円**

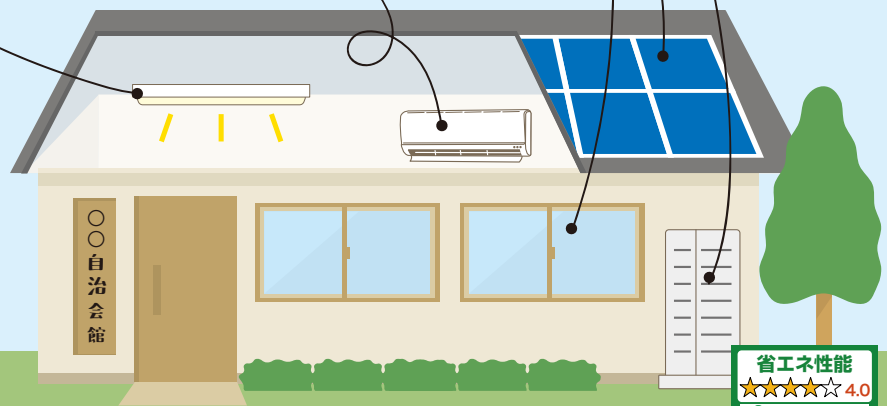
いずれかの実施でも申請ができます。

※断熱窓：会館の状況により、補助基準に合う  
製品が見当たらない場合はお問合せください。

対象製品の要件、申請手続き等  
の詳細は「**募集案内**」をご確認  
ください。



横浜市 会館脱炭素



統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。  
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。

省エネ性能  
★★★★☆ 4.0

対象団体

会館を所有している※ **自治会町内会** (地区連合町内会を含む)

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点と  
している町内会等も補助対象となる場合があります。  
詳しくは募集案内をご確認ください。

申請期限

令和 **8年10月30日** 金 まで

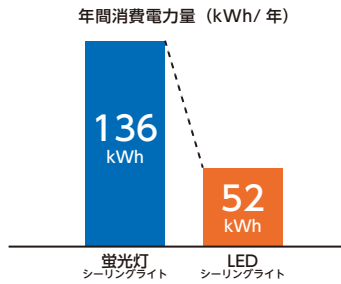
令和 8 年 12 月 25 日 までの整備完了報告が対象

※予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

# 導入効果

## LED 照明器具

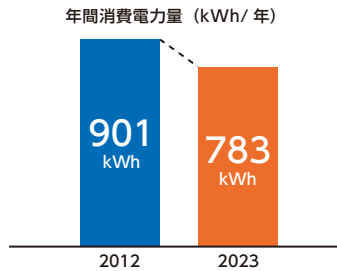
年間 CO<sub>2</sub>排出量 1台あたり  
約**38kg 削減!**  
年間電気代  
約**2,600円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）  
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較  
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出

## エアコン

年間 CO<sub>2</sub>排出量 1台あたり  
約**53kg 削減!**  
年間電気代  
約**3,700円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（2012年製品の年間消費電力量部分）  
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較  
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出

## 断熱窓

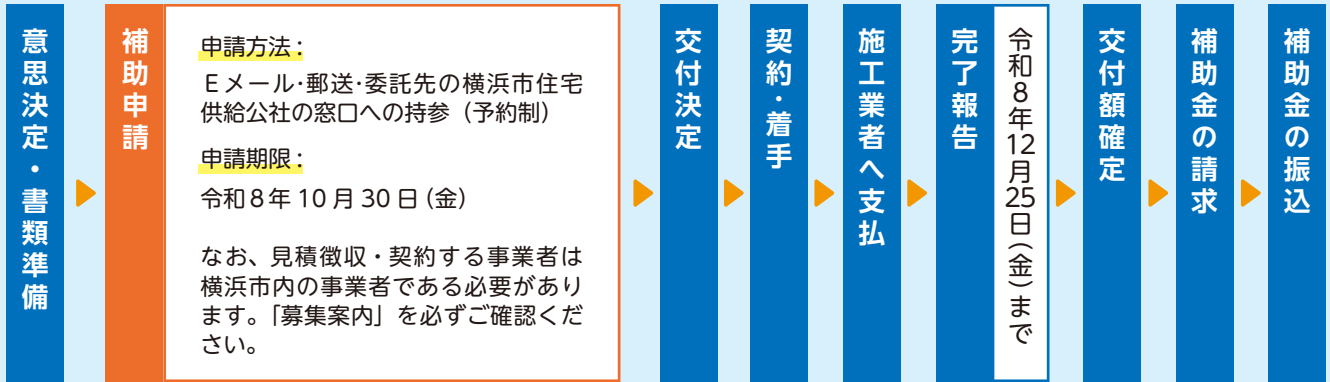
冷暖房費削減効果  
（施工前との比較）  
年間 CO<sub>2</sub>排出量  
約**340kg 削減!**  
年間電気代  
約**23,600円 おトク!**



出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる  
※躯体の断熱性能は、リフォームの場合は昭和55年省エネ基準適合レベルでそろえて算出  
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出  
※戸建て、窓10枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

# 手続きの流れ



設備導入後、アンケートや普及啓発の取組に協力いただくことがあります。

## 申請書提出・問合せ・訪問アドバイザー事前予約

事務委託先 **横浜市住宅供給公社 街づくり事業課**

電話 **045-451-7740**

※おかけ間違いにご注意ください  
※ご来社の際は、事前にご予約ください。

Eメール yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

受付時間

平日 9:00 ~ 17:00

## アドバイザー派遣のご相談

建築士が会館を訪問し、設備導入の際の工事内容、付帯工事の有無、注意点に関するアドバイスを実施（1時間程度）。  
相談・訪問にかかる料金は無料です。

- ※ 訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能。ただし、アドバイザー派遣まで、2週間ほどお時間をいただきます。
- ※ 事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。
- ※ アドバイザーは、特定の事業者を紹介することはできません。

令和8年4月1日より申請受付中

ご存じですか？

令和9年末までに

一般照明用の **蛍光灯** 製造・輸出入が

**終了** します

LED照明への切り替えは

**圧倒的な**省エネ・電気代削減につながります



令和8年度

**自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金**

をご検討ください！

市内の自治会町内会館にLED照明器具や省エネエアコン等を

設置する場合に  **$\frac{2}{3}$  補助** があります

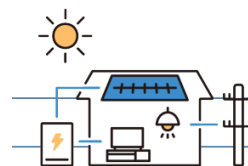
補助の概要は、同封のリーフレットをご覧ください  
※予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

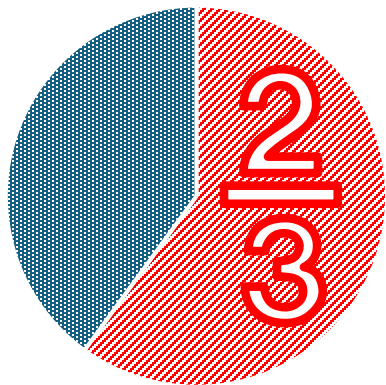
補助制度に関するお問合せ（事務委託先）

**横浜市住宅供給公社 街づくり事業課**

電話：045-451-7740

Eメール：[yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp](mailto:yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp)



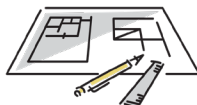


30万円なら20万円補助！

# 補助金

申請までの3ステップ

## 1 施工案作成



対象製品・工事内容・予算等の確認、事業者へ見積依頼

## 2 会の意思決定



自治会町内会としての意思決定（総会・定例会等での確認）

## 3 申請準備



申請に必要な書類等の作成

詳細はこちら

横浜市 会館脱炭素



# まずはお電話ください！

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

☎ 045-451-7740

“お互いに 一声かけて見守りを!”

発行：横浜市消費生活総合センター



## 旅行予約サイト 申込み前によく確認!



海外の旅行予約サイトで、ホテルを予約した。宿泊日を間違えたのですぐキャンセルしたが、「キャンセル料100%」を請求された。納得できない。  
(相談者：50歳代女性)

旅行予約サイトでの予約は、原則としてそのサイトのキャンセル条件や契約内容に従うこととなります。

また、海外事業者の場合は、日本の法律を用いた交渉が難しい場合があります。ネット上には「場貸しサイト」や「旅行比較サイト」などもあり、それぞれ契約関係や仕組みが異なるため、注意が必要です。

### ⚠️ トラブル防止のポイント

- ✓ サイト運営事業者の名称・住所（国内/海外）問合せ先、支払代金額・内訳、キャンセル条件（航空券と宿泊施設で異なる。）等を確認する!
- ✓ 氏名（スペルや姓名の順など）、旅行日程、メールアドレス等の入力ミスに気をつける!
- ✓ 予約確認メール等は、旅行が終わるまで保管!

キャンセル料  
100%!?



横浜市消費生活総合センター 🔍 検索

相談事例など暮らしに役立つ情報満載!

消費生活相談電話 **045-845-6666** (平日 9:00~18:00 土日 9:00~16:45)